

第二次魚沼市子ども読書活動推進計画

～本がくらしにとけこむ魚沼

心豊かで健やかな子どもの育成～



【計画期間】 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

魚沼市教育委員会

目 次

第1章 子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の対象と期間	1
4 計画の基本方針	1

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における読書活動の推進	2
2 保育園・こども園・幼稚園における読書活動の推進	4
3 学校における読書活動の推進	6
4 図書館における読書活動の推進	8

〔参考資料〕

子どもの読書活動の推進に関する法律	11
子どもの読書に関するアンケート	13
魚沼市子ども読書活動推進計画策定の経過	42
魚沼市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	42
魚沼市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	43



第1章 第二次子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもにとっての読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、読書を通して多くの知識を得たり、多様な文化・生き方を理解したりすることは重要なことです。そのために、幼い頃から本に親しみ、自ら進んで読書をする習慣を身に付けるとともに、その環境を整えることはとても大切です。しかしながら、現代の子どもを取り巻く環境はインターネット等の情報メディアの普及等により、子どもの活字離れや読解力、想像力、思考力の低下等が指摘されています。

魚沼市では、子どもたちの健やかな成長を願い、令和3年に「魚沼市子ども読書活動推進計画」を策定し、その推進に取り組んできました。令和8年に「第二次魚沼市子ども読書推進計画」を策定し、更なる推進を図ります。

2 計画の目的

生涯を通じて本に親しむことができるよう、子どもの読書環境の整備と意欲的な読書活動を推進し、心豊かで健やかな子どもの育成を目指します。

3 計画の対象と期間

本計画は、すべての「子ども」（おおむね18歳以下のもの）と子どもを取り巻く環境の「家庭、地域、保育園・こども園・幼稚園※1、学校、図書館」等を対象とします。

計画期間は令和8年度から5年間とします。

4 計画の基本方針

(1) 読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備

家庭、地域、保育園・こども園・幼稚園、学校、図書館等がそれぞれ行っている乳児期からの発達段階に応じた取組を充実させます。また、令和元年に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」に基づき、障がいのある子どもも読書に親しめる機会の提供や施設の整備に努めます。

(2) 子どもの読書活動についての情報発信

読書の楽しさ、意義等について関係機関がさまざまな機会をとらえ事業等の情報発信を行い、子どもの読書活動の理解や関心を深める啓発活動を行います。

(3) 関係機関との連携・協働

子どもの意欲的な読書活動を推進し、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、関係機関や団体との連携・協働に取り組めます。

※1 保育園・こども園・幼稚園

本計画においては、「保育園・こども園・幼稚園」と表記している中には、保育園・こども園・幼稚園のほか、地域型保育事業施設等を含む。

第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における読書活動の推進

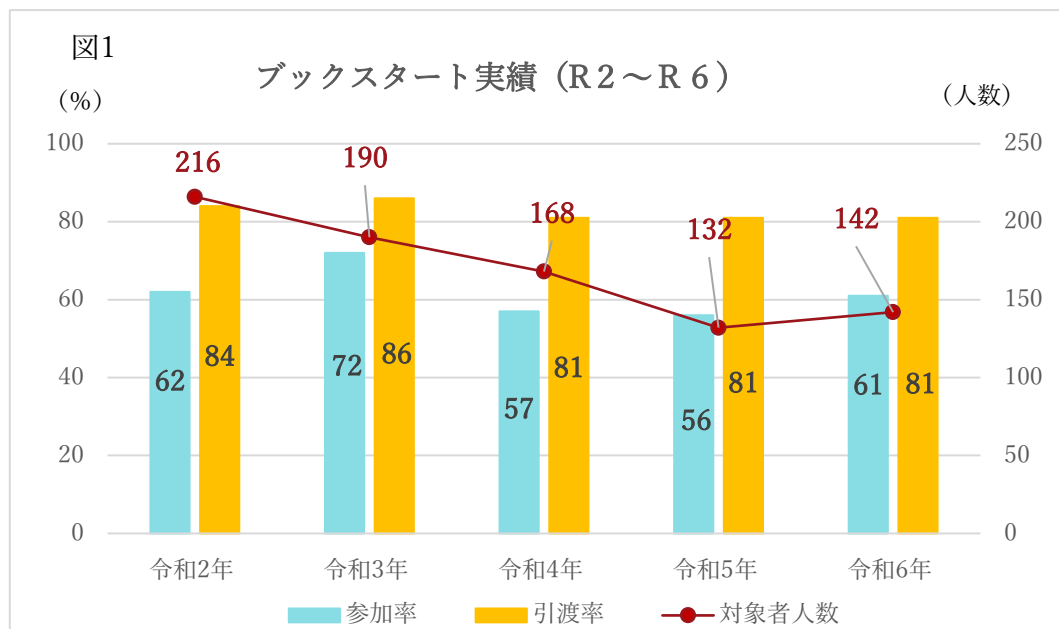
〔現状と課題〕

生活の基本となる家庭は子どもが最初に本に出合う場所であり、日常生活の中で本に親しむ場所です。身近に本がある環境や読み聞かせ等の豊かな体験を積み重ねることによって、読書に対する興味・関心を引き出し、読書を通して言葉や感性、表現力、創造力を養うことができます。

本市では令和7年4月に開館した魚沼市立図書館が1館、公民館図書室が5館、各地域に整備されており、地域の身近な図書館・図書室として蔵書を揃え、各種イベントを実施しています。10ヶ月児とその保護者を対象に絵本をプレゼントし、読み聞かせで絵本を開く楽しさを体験してもらうブックスタート※2は、参加率及び絵本の引渡し率が高い割合で推移しており、本との出会いの場を提供しています。（図1参照）

また、本市では読書活動団体として、とんとんお話の部屋、絵本の家ゆきぼうし、読み聞かせボランティアかたっこ等から積極的に活動していただいております。家庭での読書活動を様々な側面から支援しています。

図書館ボランティアや読書活動団体と連携して実施している読み聞かせの会や絵本作家を招いて実施している絵本ライブも好評を得ており、本に親しむ機会を提供しています。



※2 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった運動。0歳児とその保護者を対象に、メッセージや説明を添えて、絵本をひらく楽しい体験とともに絵本を手渡す活動。

令和7年のアンケート調査からも、「市立図書館・図書室で開催している絵本の読み聞かせやおはなし会に参加したことはありますか。」に「参加する」と回答した割合は平成30年のアンケートより増加しており、家庭での読み聞かせへの関心は高まっていることがわかります。それに対して、「あなたは1ヶ月にだいたい何冊くらい本を読みますか。」に「ほとんど読まない」と回答した小学5年生、中学2年生は平均で約15%増加しており、小学生高学年以降の読書離れに歯止めがかからない状況が続いています。

また、家族の読書についての子どものアンケート結果では、「家族はあまり読まない」との回答が「よく読む」を大きく上回っており、家庭での読書環境が子どもの読書習慣にも影響していると考えられます。

このような現状から、子どもたちの読書習慣を定着させるためには、保護者に対して引き続き乳幼児期の家庭での読み聞かせを推進・啓発する必要があります。子どもを中心に家族みんなで読書を楽しみ、本に親しむ環境をつくる必要があります。併せて、子どもたちのメディアとの関わり方について学校等と連携して対応していく必要があります。

〔今後の取組〕

・ブックスタート事業の推進

10ヶ月児とその保護者を対象に読み聞かせの体験と2冊程度の絵本のプレゼントにより読書活動のきっかけを作るブックスタートは、継続して実施し、家庭・地域での読書活動を支援します。また「セカンドブックプレゼント」は、特に読書離れが顕著である小学校6年生を対象とし、図書館職員が学校に出向き、本をプレゼントし、本や図書館へのつながりを作ることを目的として令和5年度から実施しています。これを継続して実施し、家庭での読書活動を支援します。

・乳幼児向けイベントの実施

これまでと同様に、図書館ボランティアや読書活動団体と連携・協働して図書館の読み聞かせイベントを実施します。子どもと保護者がイベントに関心を持ち、参加して貰えるよう学校・保育園等を通じての働きかけや広報等を行います。

・保護者への啓発と推進

保護者に対して、様々な機会を捉えて子どもへの読み聞かせの大切さやその効果を啓発し、絵本やわらべうた等を紹介することで、保護者へ本を利用した子育てについて提案し、家庭での読み聞かせをさらに強く推進します。また、家族みんなで読書を楽しみ、絆を深める家読(うちどく)※3活動を推進します。

※3 家読(うちどく)

家庭内での読書活動。親子で同じ本を読む、それぞれが読んだ本についての感想を話し合う等の行動を介して、読書の習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

2 保育園・こども園・幼稚園における読書活動の推進

〔現状と課題〕

幼児期における絵本の読み聞かせ等の読書活動は、子どもの心の発達や知育に重要な役割を担います。子どもは安心できる環境の中、くりかえし絵本を読んでもらうことで、相手の気持ちを想像する、話を聞いて理解する、自分で考え創造する等の力を身に付けていきます。

保育園・こども園・幼稚園では、定期的に絵本の読み聞かせ等を行い、本に親しむ機会や環境づくりに努めています。そのため、園内の絵本については、子どもの興味や関心のある本を充実させるため、更新していく必要があると考えます。

それぞれの園において、地域の図書館・図書室への「図書館探検」※4 等により団体貸出も利用して、図書館・図書室の利用も促しています。図書館探検や団体貸出の回数は、感染症の影響が減った令和4年度以降からは増加傾向にあり、特に、令和7年度に魚沼市立図書館が開館してから、大幅に増加傾向にあります。

平成30年のアンケートと比較し、「あなたがお子さんに本を読んであげたのはいつ頃からですか。」に「生後6か月未満」と回答した割合は大幅に増加しており、低年齢のうちから本に親しもうとする意識が前回のアンケートより高まっていることがわかります。このように、読書習慣の定着には、乳幼児期から保育園・こども園・幼稚園時期での本に親しむ機会の提供や環境づくりが重要と考えます。



※4 図書館探検

図書館の職員の案内とともに、図書館の中を探検しながら、図書館の利用方法を知ったり読み聞かせに参加したりする活動。

〔今後の取組〕

・ 保護者への啓発

図書館と連携し、読み聞かせの大切さや子どもと読んでほしい本の紹介等を保護者へ発信します。また、積極的に本の貸出を行い本に親しむ機会を増やすことで、家庭での読書活動を支援します。

・ 図書コーナーの充実と図書館・図書室との連携

子どもの成長に沿った興味・関心のある本を揃え、「読んでみたい」と手に取るような環境づくりに努めます。また、図書館・図書室の連携をより強化し、団体貸出等の積極的な利用により、読書に親しむ機会を増やします。図書館・図書館ボランティア・読書活動団体と協力し、出前おはなし会の実施や、おすすめ図書リスト等の配布について検討します。

・ 読み聞かせの実施

絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行い、子どもが本に興味・関心を持ち、本の楽しさを体感できるような機会を提供します。

3 学校における読書活動の推進

〔現状と課題〕

学校においては、朝読書や昼読書、読書週間の実施等で子どもに読書習慣を定着させる取組を行っています。また、それぞれの学校で、読書活動団体や図書館ボランティアの協力により、学習に読み聞かせを取り入れたり、高学年が低学年へ、中学生が園児へ読み聞かせを実施したりする等、様々な活動を行っています。このほか、学校の図書だけでなく、地域の図書館の団体貸出も活用しています。また、感染症の影響で中断していた図書館職員や図書館ボランティア等による学校での読み聞かせが令和5年度から再開し、徐々に実施回数が増えつつあります。

魚沼市の小学5年生・中学2年生を対象にしたアンケート調査では、小学生から中学生へと学年が上がるにつれて読む本の冊数が減少し、併せて、前回のアンケート調査よりも、「ほとんど読まない」と回答した子どもの割合も増加しています。また、「ほとんど読まない」と回答した子どもの理由は、「読みたい本がないから」が一番多く、次いで「読みたいと思わないから」「テレビやゲームの方が楽しいから」の順に続いており、読書習慣を定着させる取組には、実態調査や課題分析等を通じたより一層の工夫が必要と考えます。また、「1ヶ月のうち学校の図書室にだいたい何回くらいいきますか。」に「ほとんど行かない」と回答した小学5年生・中学2年生は平成30年のアンケートより約20%以上増加し、子どもたちにとって一番身近にある学校図書館の利用機会が減っている現状があります。

読書習慣は学校の取組だけで身に付くものではなく、家庭との連携が重要であり、子どもが家庭で読書に親しむための環境づくりやメディアとの関わり方について、学校から家庭へ啓発し、読書活動をより強く推進していく必要があります。



〔今後の取組〕

- ・ 学校図書館の環境整備

児童・生徒の成長に応じた蔵書の充実を図り、学校図書館の環境整備を進めます。また、地域の図書館・図書室と連携し、団体貸出等をより利用しやすい仕組みづくりを進めることで子どもの読書活動を推進します。

- ・ 保護者への啓発

学校での取組が家庭へ繋がるよう、子どもが家庭で読書に親しむための環境づくりやメディアとの関わり方について、保護者へ啓発します。また、地域の図書館・図書室と連携し、図書館イベントの周知やコーナーの展示、おすすめ図書の案内等、具体的に発信することで、さらに強く効果的な啓発を図ります。

- ・ 読み聞かせや読書への関心を高める取組の実施

保護者、ボランティア、地域の図書館・図書室の協力を得て読み聞かせを行い、読書に興味を持つきっかけをつくります。また、学校図書館や地域の図書館・図書室によるおすすめ図書の紹介やリストの配布、子ども同士によるおすすめ本の紹介等により、読書の楽しさを啓発します。

- ・ 全校一斉読書活動の推進

読書習慣が身に付くように、朝読書や昼読書、読書週間等全校での読書活動を推進し、読書時間を確保するとともに、本に親しみ、読書の意欲を高める取組を実施します。



4 図書館における読書活動の推進

〔現状と課題〕

子どもにとって図書館は、自分の読みたい本をたくさんの中から自由に選んで、読書の楽しみや喜びを知ることができる身近な施設です。保護者にとっても子どもと一緒に本を選び、ともに読書をする場として、子どもの読書活動を推進する大切な役割を担っています。また、放課後や休日でも静かな環境で学習をすることができる場でもあります。そして、子どもだけでなく家庭や地域の大人も含めて読書活動を推進することで、子どもの読書習慣の定着にもつながるものと考えます。

魚沼市立図書館が令和7年4月に開館し、生涯学習センターと併せて合わせて多くの学生に利用されています。特に図書館では、子どもと本をつなぐ場として、子どものニーズや発達段階に合わせた選書を行い、子どもに読書の楽しさが伝わるような児童向けの資料の充実に努めており、季節や行事に合わせたコーナーの設置や表紙見せを多用した蔵書の配置等、本との出会いを広げる工夫をしています。

しかしながら、令和7年の小学5年生・中学2年生を対象にしたアンケート調査では、魚沼市立図書館に「ほとんどいかない」と回答した割合は平均で6割以上にも上り、読書離れと併せて、図書館離れの傾向が見られます。ただし、0～18歳の図書館の利用者について、魚沼市立図書館の開館以降増加しており、新しい図書館に対する期待の高さが伺えます。一過性の利用にとどまらず、継続的な利用につながるよう、子どもの主体的な読書へつながる工夫や取組が必要です。

毎月定例のおはなし会は、図書館ボランティア・読書活動団体の協力を得て開催しており、参加人数は魚沼市立図書館の開館以降、増加傾向にあります。学校や保育園等と連携して、出前おはなし会の実施や団体貸出、おすすめ図書リストやおたより等の配布で本に親しむ活動を発信する必要があります。また、活動の継続には、ボランティアの募集やスキルアップのための研修会等も積極的に取り組む必要があります。

図書館見学・職場体験については、小中学校生だけでなく、特別支援学校生の受け入れも継続実施し、図書館に興味を持ってもらい、利用の促進につなげたいと考えます。図書館と学校図書館の連携・協力については、子どもの読書の幅を広げ、読書習慣の定着につながるような具体的な取組の検討が必要と考えます。

電子書籍について、「利用する」と回答した保護者は、平成30年のアンケートより平均8%増加しており、電子書籍や電子図書館に関心が高まっていることがわかります。今後、導入に向けた積極的な検討が必要だと考えます。

〔今後の取組〕

・図書資料の充実と利用しやすい施設の整備

これまでと同様に、児童向けの資料の充実に努め、興味を持って貰えるようなコーナーの設置や展示を工夫し、読書バリアフリー法に基づき、中高生や障がいのある子どもも足を運びやすい環境づくりに努めます。特に、令和7年度に開館した魚沼市立図書館においては、おはなしのへや・親子サロン等を含む児童書のスペースを広く確保するとともに

に、多言語資料、デジタル資料、LLブック、UD絵本、点字付き絵本、大活字本等の配置を進め、家族ぐるみの利用促進や誰でも利用しやすい施設の整備を図ります。また、中央館である魚沼市立図書館や各公民館図書室の整備も含め、市内全地域において身近な図書館・図書室の運営に取り組みます。

- ・児童から中高生向けのサービスの充実

読書活動のきっかけとなる乳幼児期のイベントも継続実施するとともに、小学校6年生を対象としたセカンドブックプレゼントを継続して実施します。読書の素晴らしさや魅力を発信し、本を読みたくなるような10代向けのイベントを検討して、児童から中高生向けのサービスの充実を図ります。また、図書館での本の見つけ方、調べ方等の紹介や読書会等で読書の楽しみ方を知ってもらい、読書活動を推進します。

また、令和6年度より導入している魚沼市立図書館公式LINEアカウントの普及を進め、スマホ図書館利用者カード等の機能について、特に若年層への利用を推進します。

- ・学校等関係機関・団体との連携・協働

学校や保育園等への団体貸出のさらなる促進や出前おはなし会の拡充を図り、学校等関係機関との連携の強化に努めます。そのために、学校や保育園等向けの図書館活用の手引き等を配布することで、学校や保育園等への支援を強化します。また、図書館ボランティアを幅広く募集し、活動を継続実施できるようにボランティアの研修会参加を支援し、その養成に取り組みます。

- ・広報・啓発活動の充実

読書の楽しさを発信し、魅力ある本を広くPRするため、おすすめブックリスト等の作成を検討します。メール等を活用して図書館のサービス情報や行事、ブックリスト等を学校等関係機関へ発信します。また、保護者向けにおたより等で発信し、読書活動の推進を図ります。

また、SNS、市報、ホームページ等による情報発信等、読書活動の普及啓発や広報の充実を図ります。

- ・電子書籍の導入について

電子書籍について、今後、県と市町村が協働で導入を進める「電子書籍システム共同導入運営に向けた協議会」において調整を進め、電子書籍サービスについて、近隣自治体の動向を見ながら、導入を検討します。



子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号 平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってこどもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動基本推進計

画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書に関するアンケート集計結果

アンケート概要

1 調査目的

子どもたちの読書への取組状況を把握することを目的としています。

2 実施期間

令和7年10月13日～令和7年10月 31 日

3 調査対象

- ・ 市内保育園、幼稚園、こども園の年中児の保護者
- ・ 市立小学校2年生の保護者
- ・ 市立小学校5年生児童
- ・ 市立中学校2年生生徒

4 回収結果

区分	配布数	回答総数	回収率(%)
年中児保護者	199	152	76
小2保護者	210	155	74
小5児童	236	221	94
中2生徒	224	202	91
合計	869	730	84

5 データの読み取り方について

- ・ グラフ上の数値の単位は「%」です。

年中児・小 2 保護者集計結果

《お子さんの性別》

項目	年中児保		小 2 保	
	人数	%	人数	%
男	75	49.3	75	48.4
女	77	50.7	80	51.6
選択しない	0	0	0	0
無回答	0	0	0	0
合計	152		155	

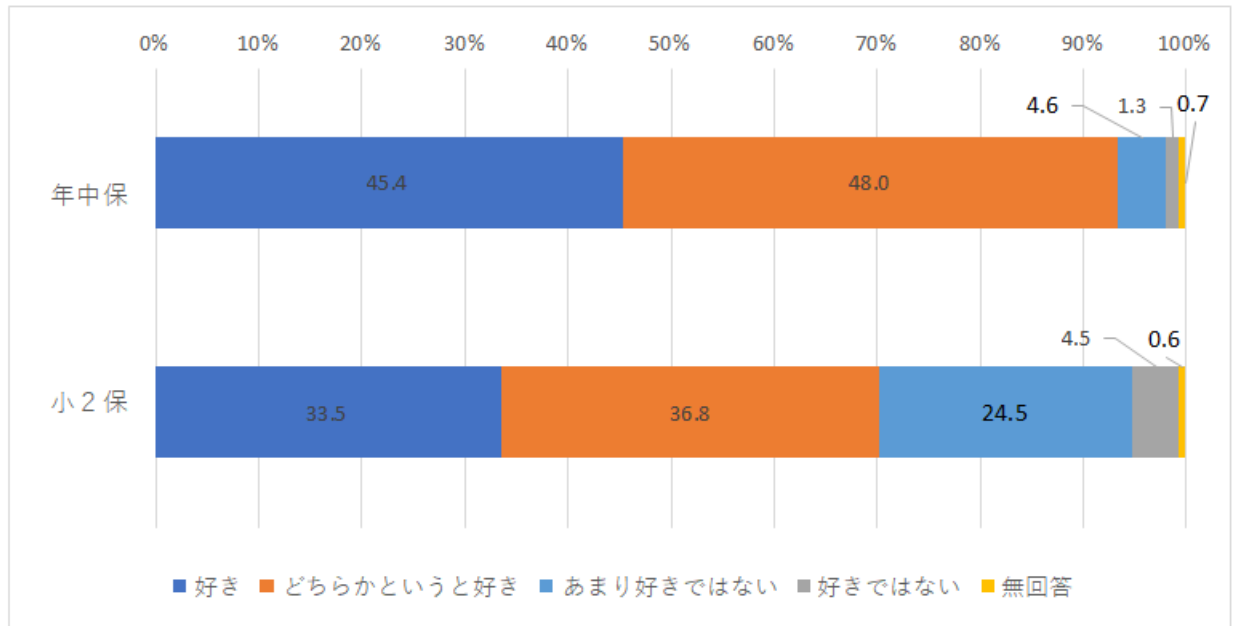
《お子さんの園名・小学校名》

年中児保			小 2 保		
項目	人数	%	項目	人数	項目
なかよし保育園	37	24.3	堀之内小学校	19	12.3
佐梨保育園	12	7.9	宇賀地小学校	10	6.5
伊米ヶ崎保育園	9	5.9	小出小学校	42	27.1
つくし保育園	15	9.9	伊米ヶ崎小学校	11	7.1
ふたば西保育園	12	7.9	湯之谷小学校	32	20.6
ふたば東保育園	15	9.9	広神西小学校	17	11.0
すもんこども園	3	2.0	広神東小学校	15	9.7
第二たんぽぽ保育園	11	7.2	須原小学校	9	5.8
小出保育園	16	10.5			
清心保育園	11	7.2			
めぐみ幼稚園	11	7.2			
合計	152		合計	155	

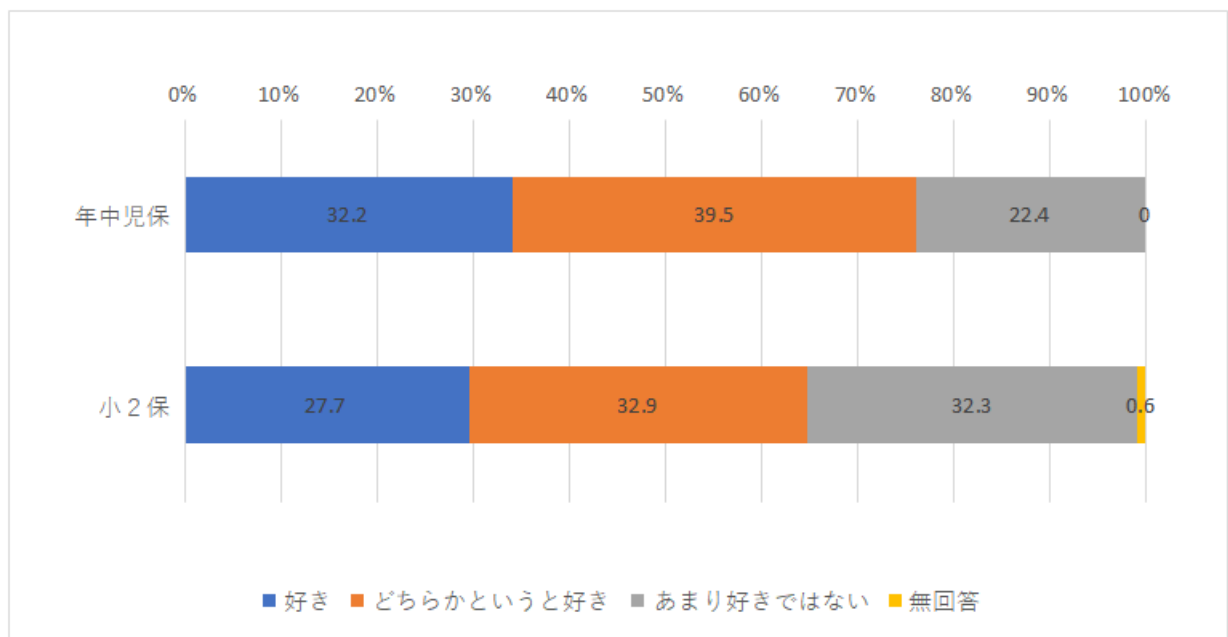
《お子さんと記入者の関係》

項目	年中児保		小 2 保	
	人数	%	人数	%
父	10	6.6	24	15.5
母	142	93.4	127	81.9
その他	0	0	2	1.3
無回答	0	0	2	1.3
合計	152		155	

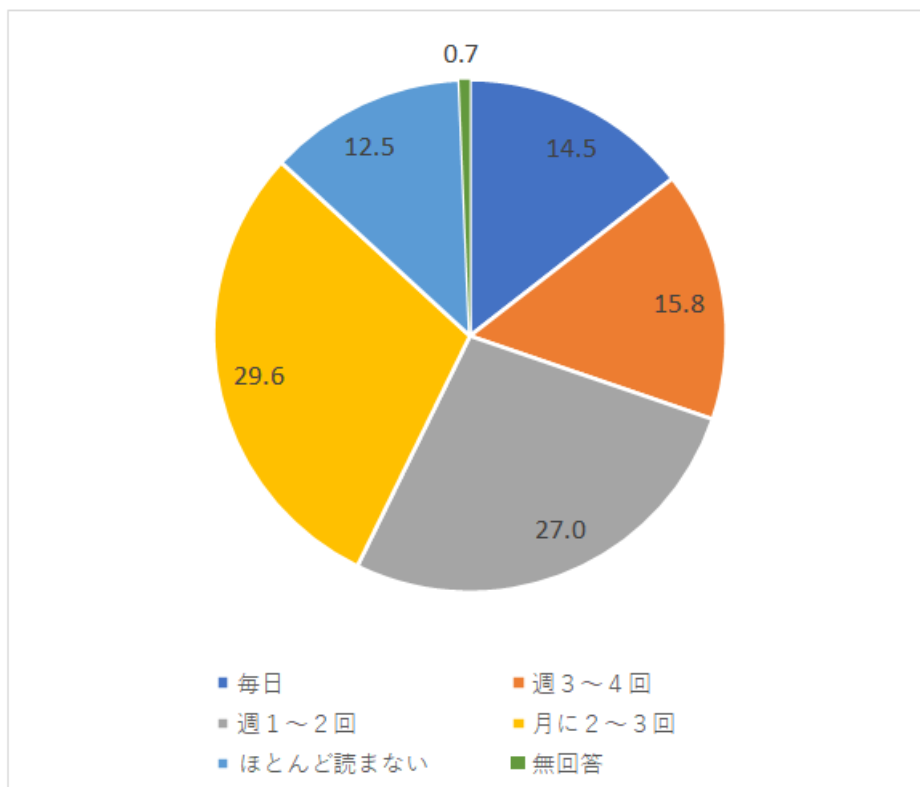
① お子さんは本が好きですか。



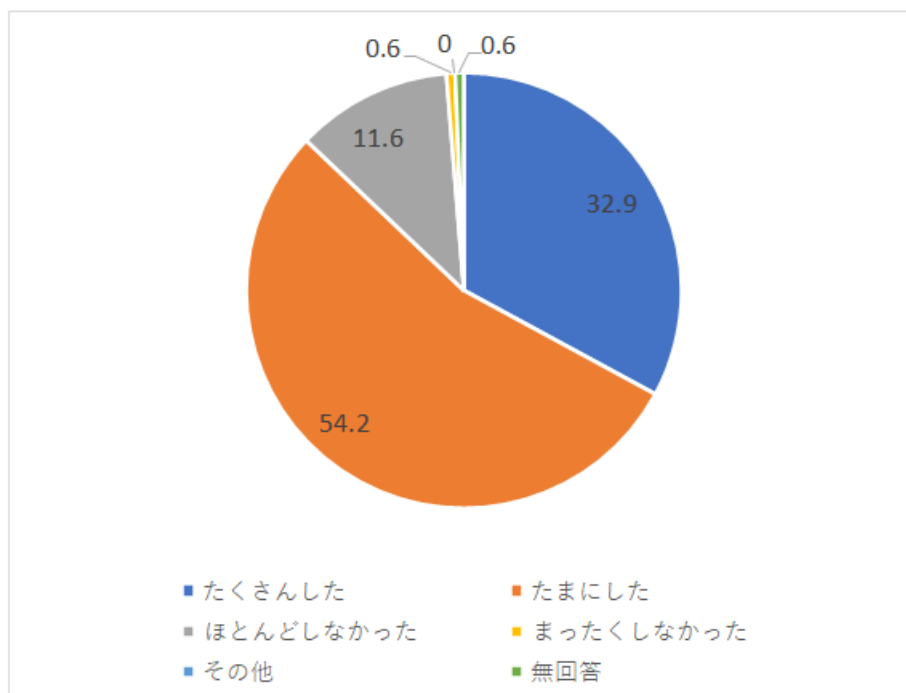
② あなた自身は本を読むことが好きですか。



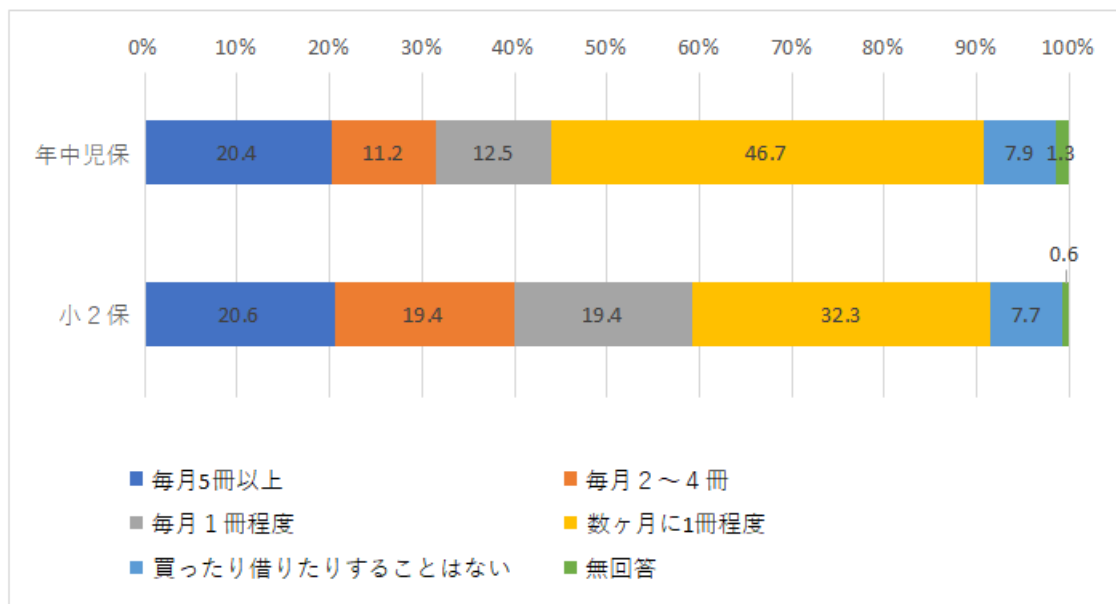
③ **年中児保のみ** お子さんに本を読んであげる時間をどの程度もっていますか。



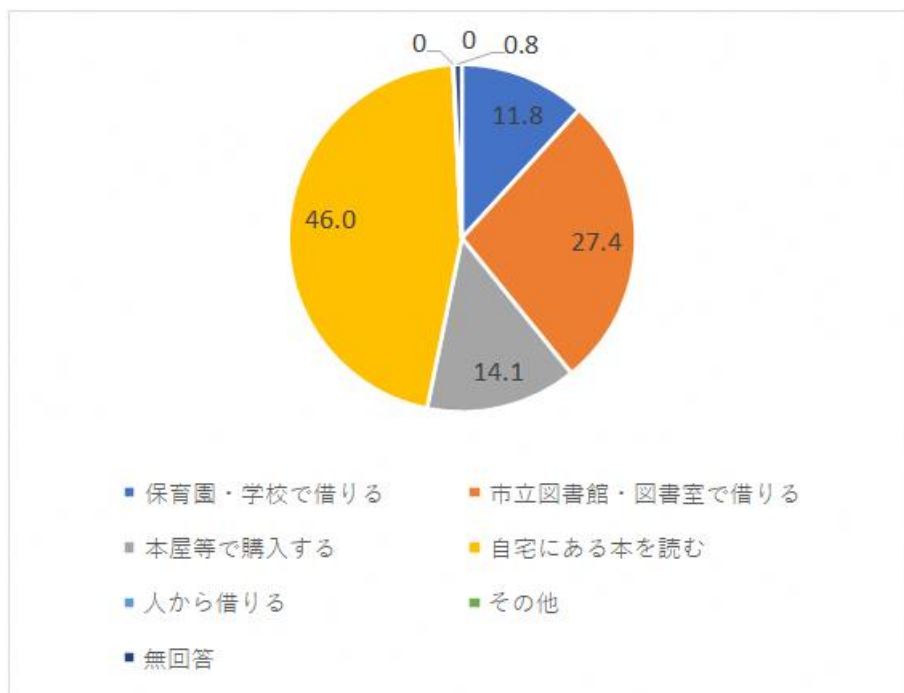
④ **小2保のみ** お子さんが幼少の頃、本の読み聞かせをしましたか。



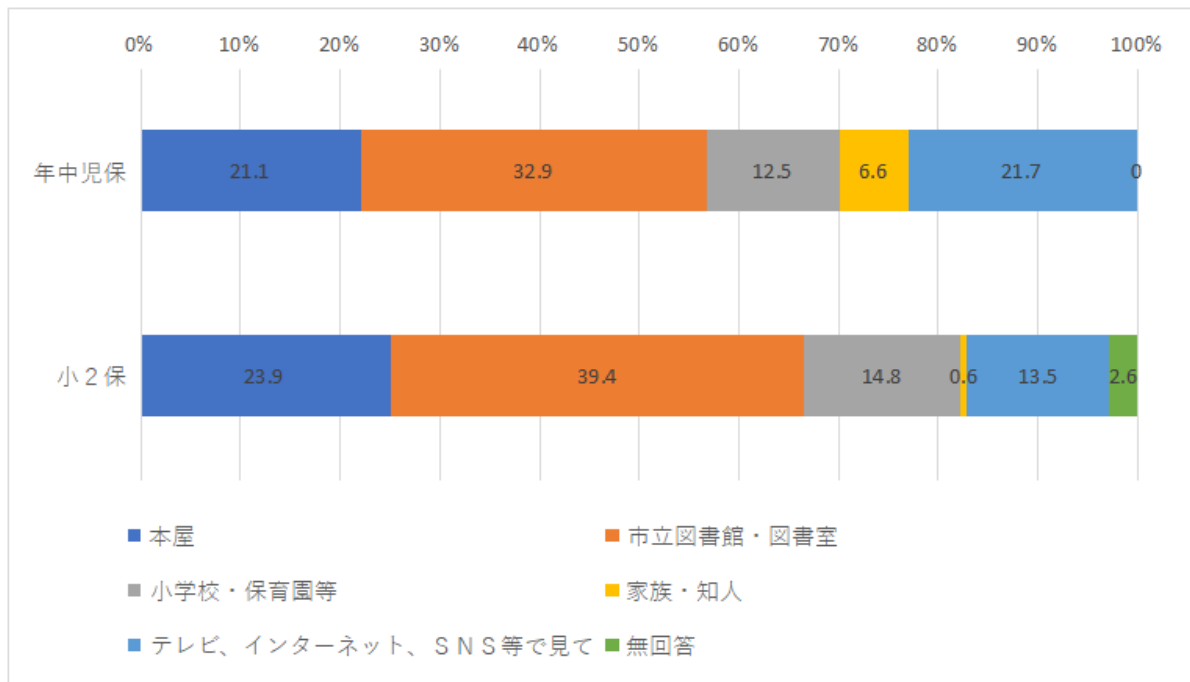
⑤ お子さんのために毎月どのくらい本を購入したり、借りたりしますか。



⑥ 年中児保のみ お子さんに読んであげる本をどのように用意していますか。(複数回答可)

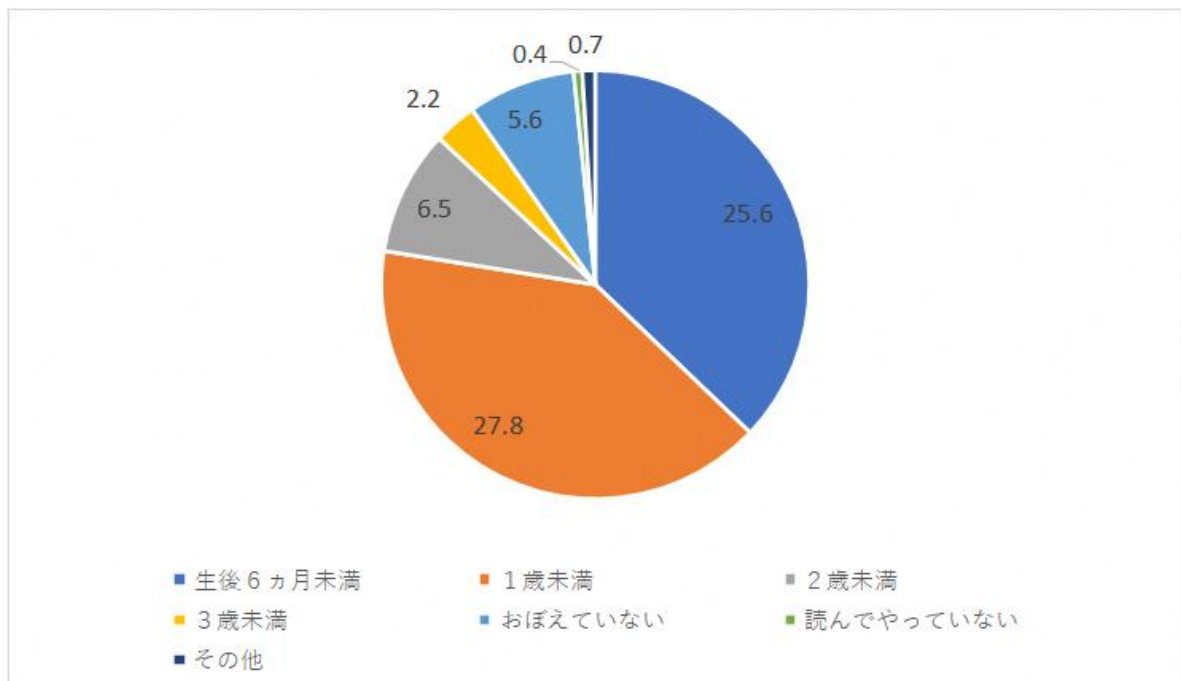


⑦ お子さんに本の読み聞かせをする際に本を選ぶ参考やきっかけとしたものは何ですか。

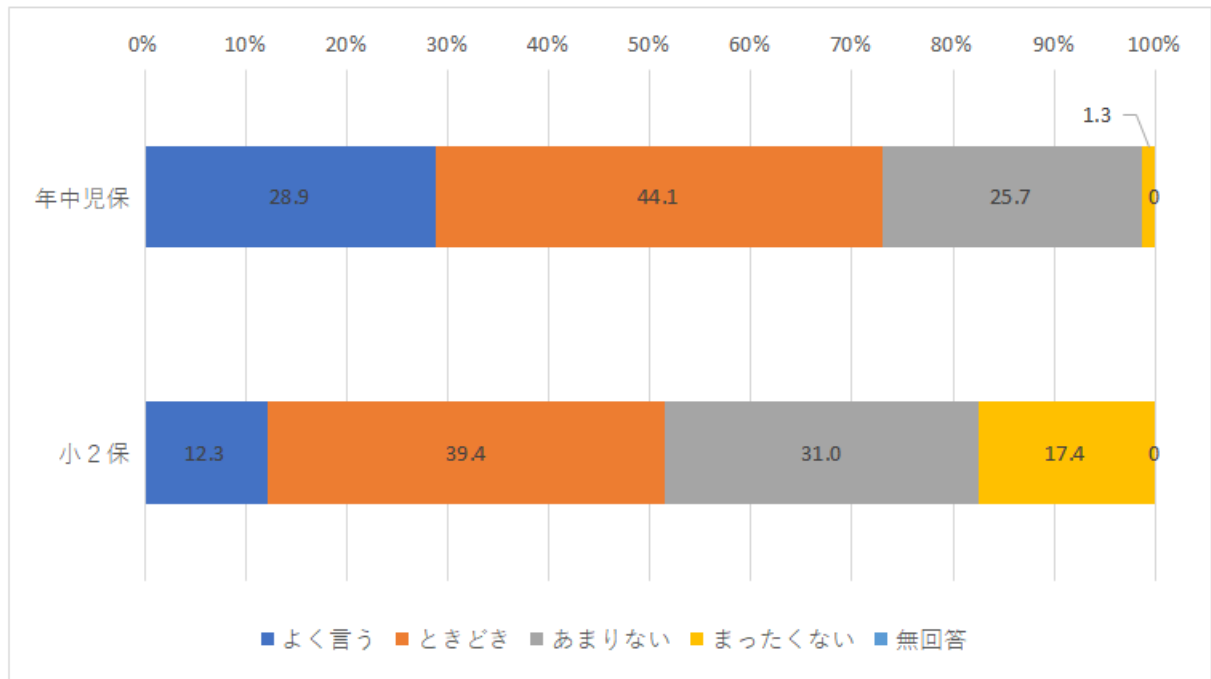


⑧ あなたがお子さんに本を読んであげたのはいつ頃からですか。

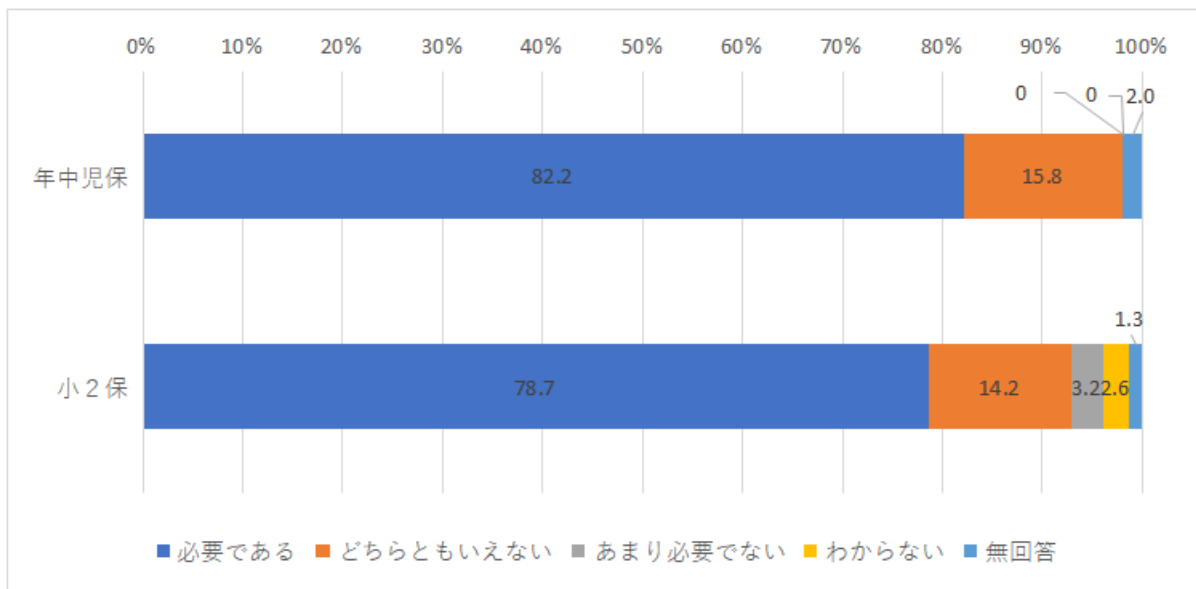
(※年中児保護者と小2保護者の回答を合わせた割合)



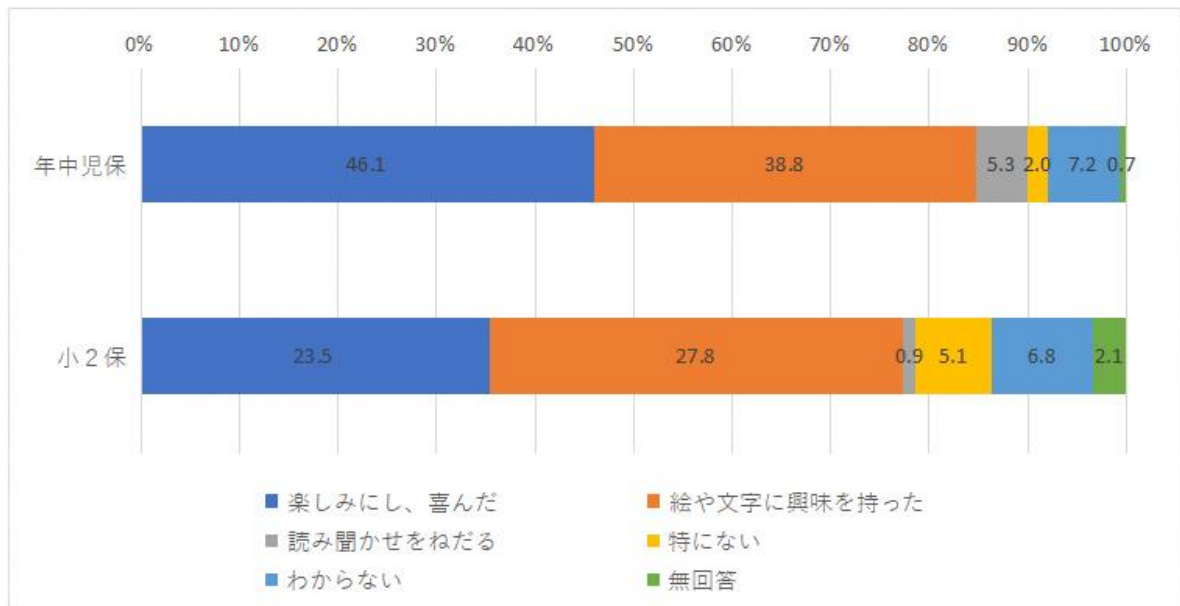
⑨ お子さんが読み聞かせをねだる頻度はどのくらいですか。



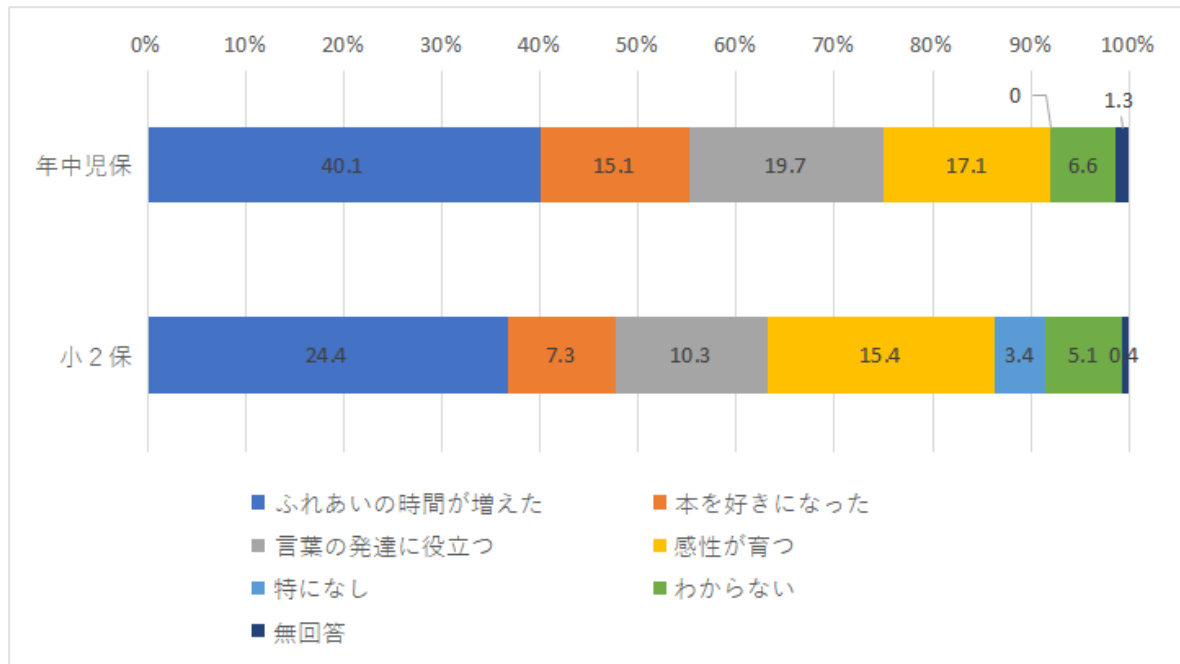
⑩ お子さんの成長に本を読むことは必要だと思いますか。



⑪ 読み聞かせが子どもにどんな影響を与えたと思いますか。

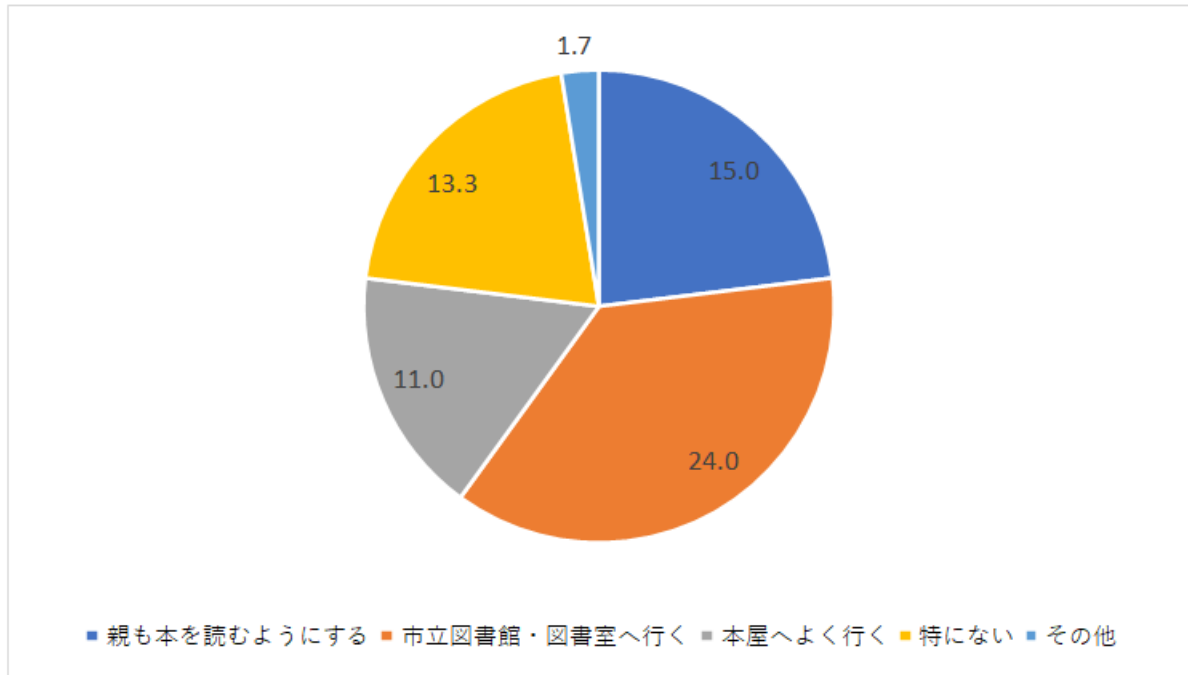


⑫ 読み聞かせをして良かったと思うことは何ですか。



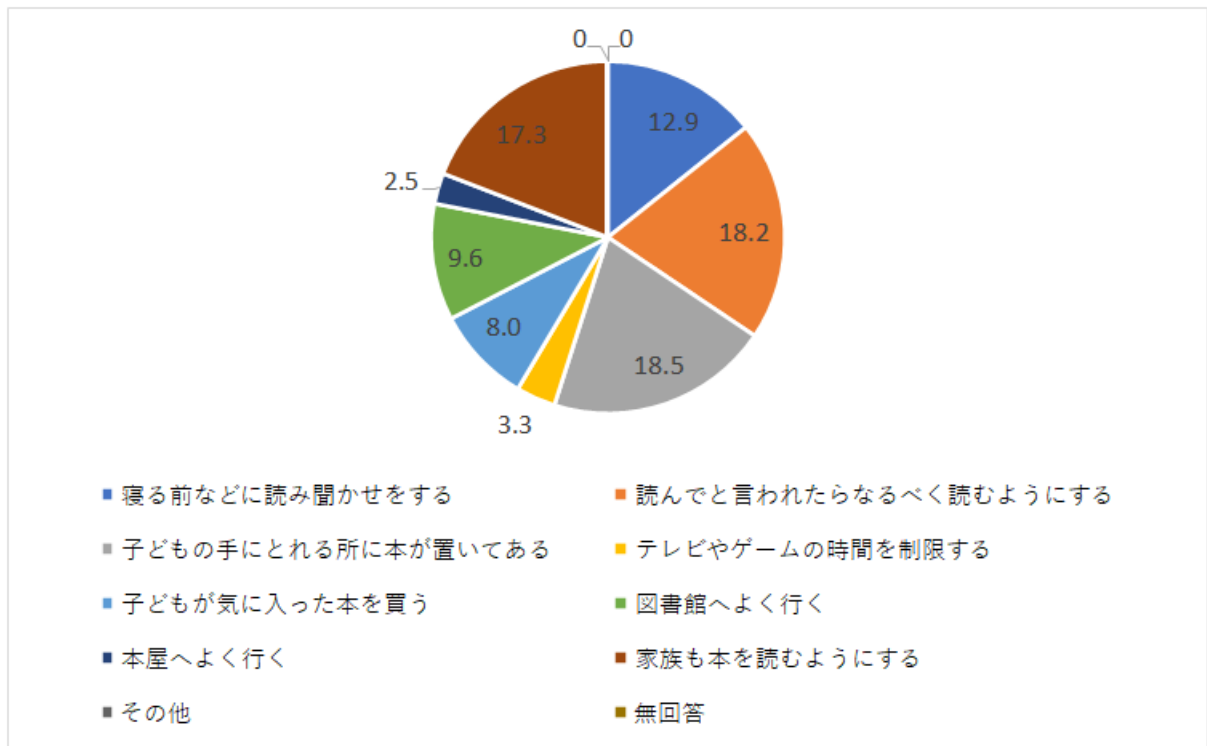
⑬ **小2保のみ** お子さんが本を読むようになるために何か心がけていることはありますか。

(複数回答可)

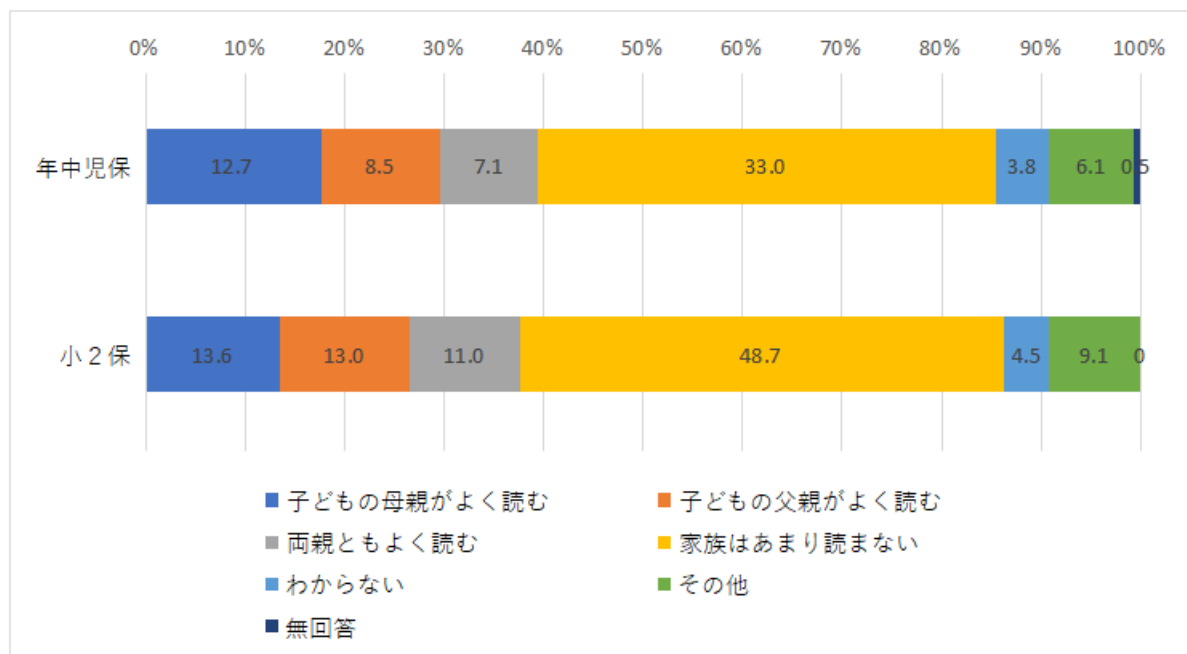


⑭ **年中児保のみ** お子さんが本を楽しむようになるためにご家族でなにか工夫をされていますか。

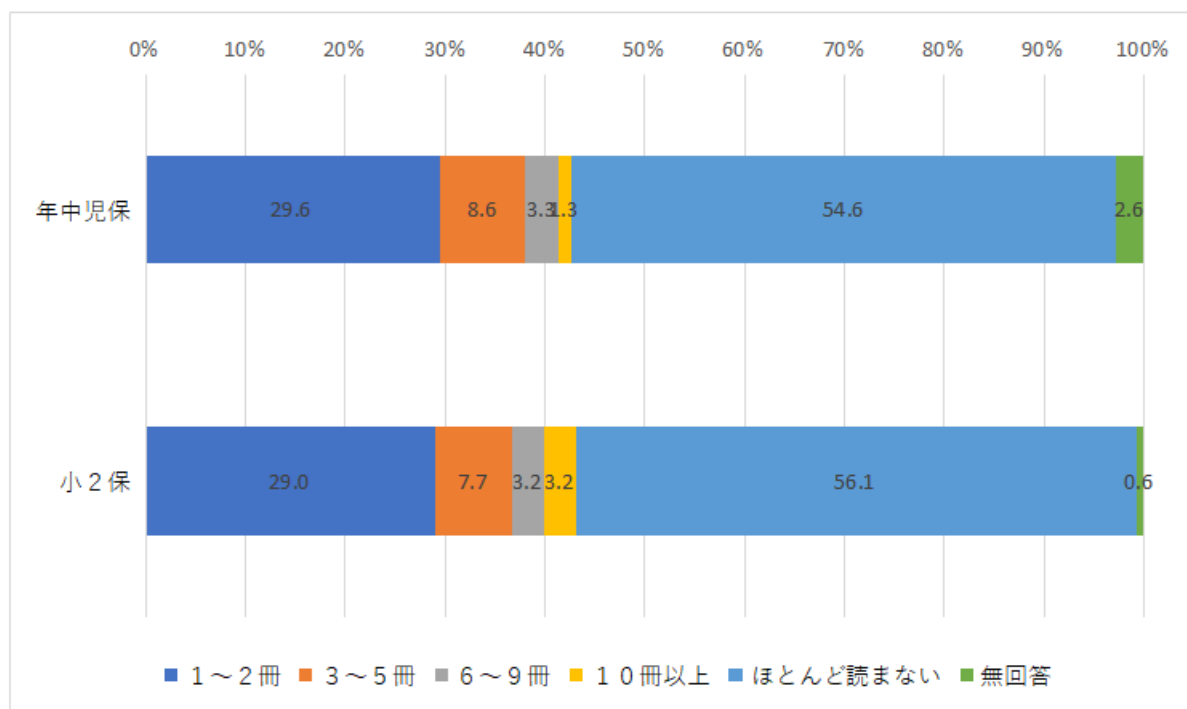
(複数回答可)



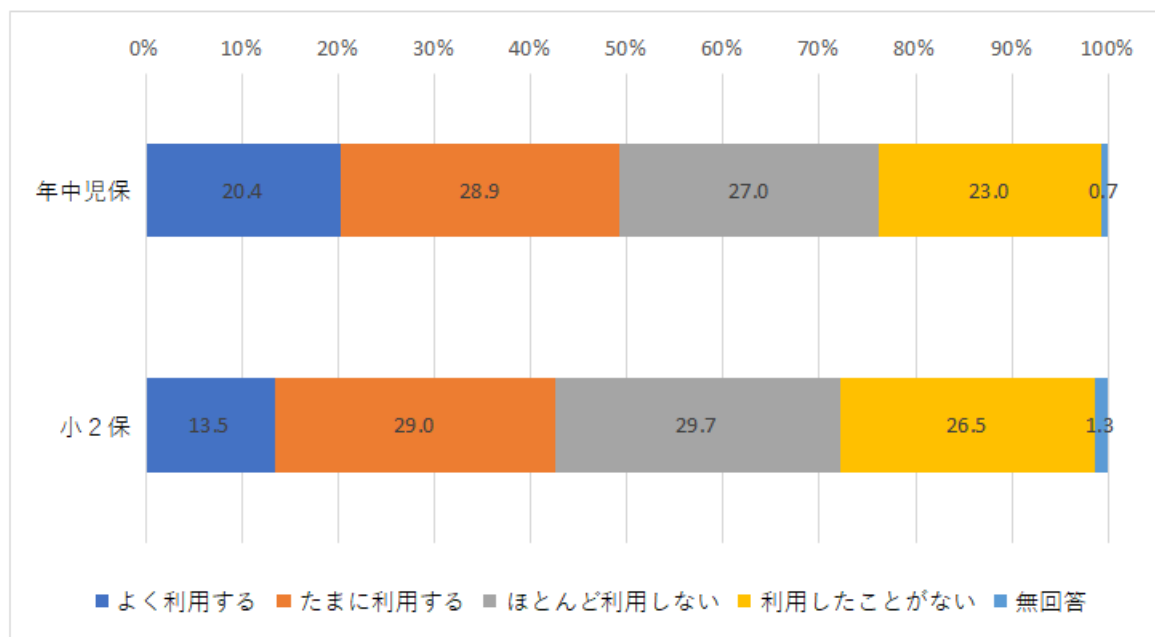
⑮ あなたの家族はよく本を読みますか。



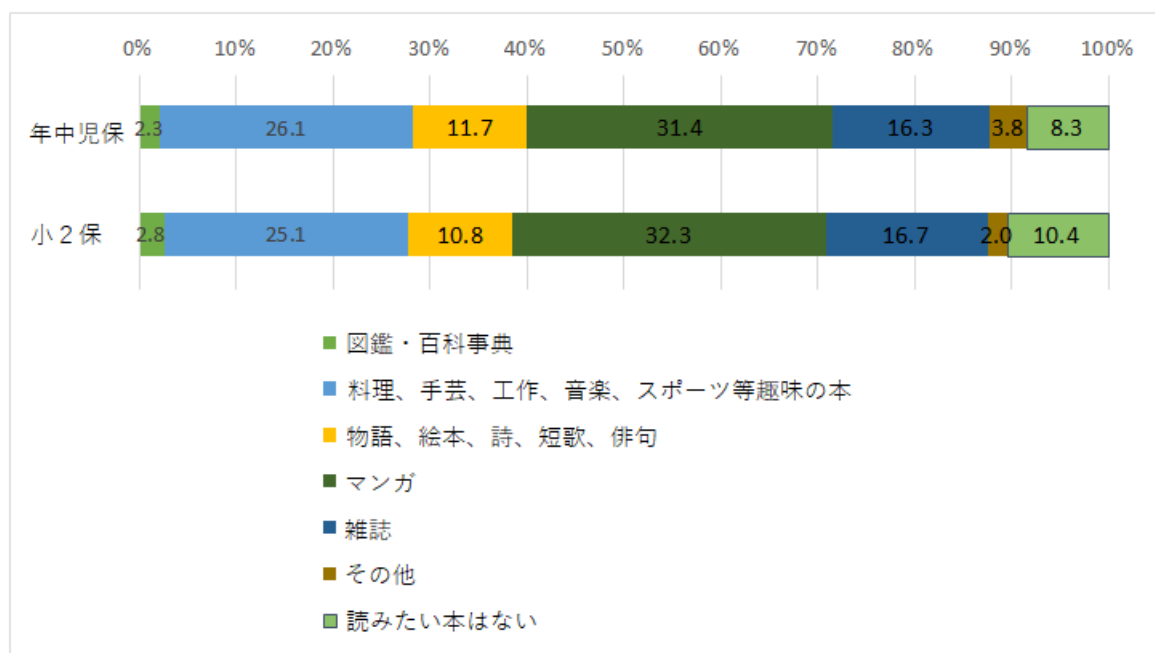
⑯ あなたは1ヶ月に何冊くらい本を読みますか。



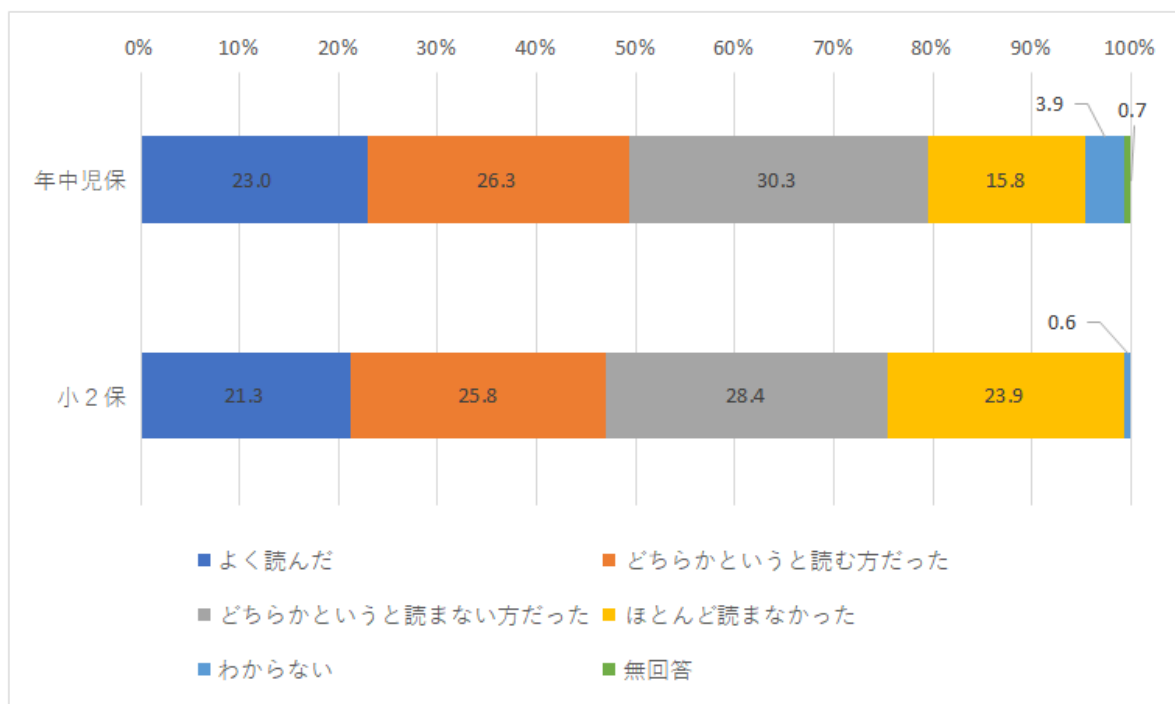
⑰ パソコンやスマートフォン、タブレットなどを利用して本（電子書籍）を読みますか。



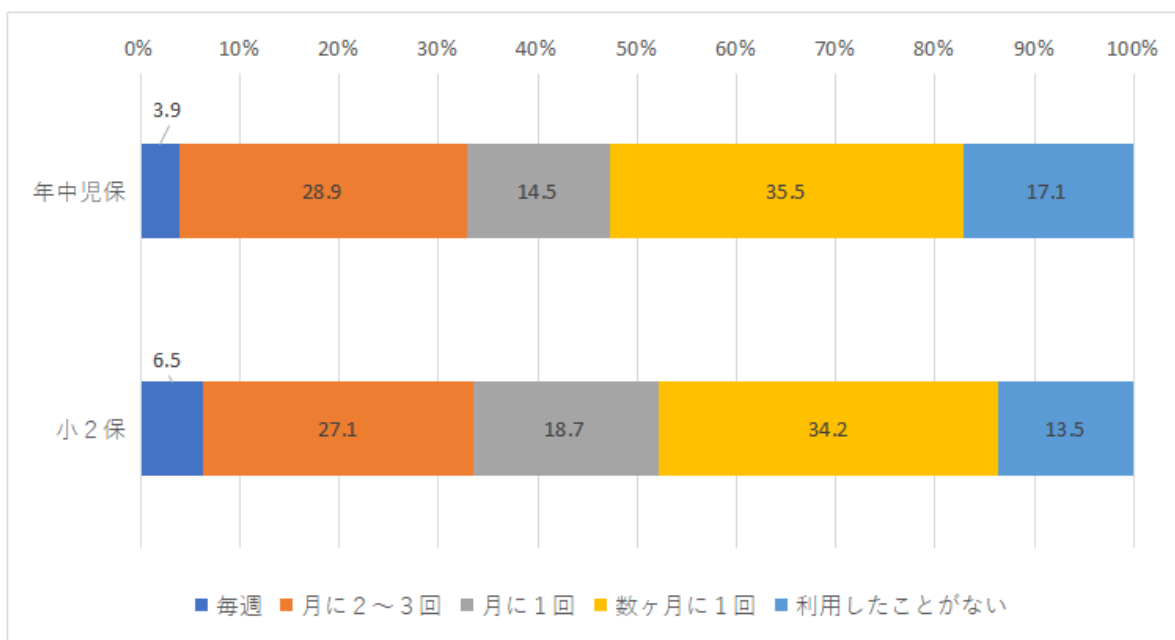
⑱ 電子書籍で読みたい本はどんな本ですか。（複数回答可）



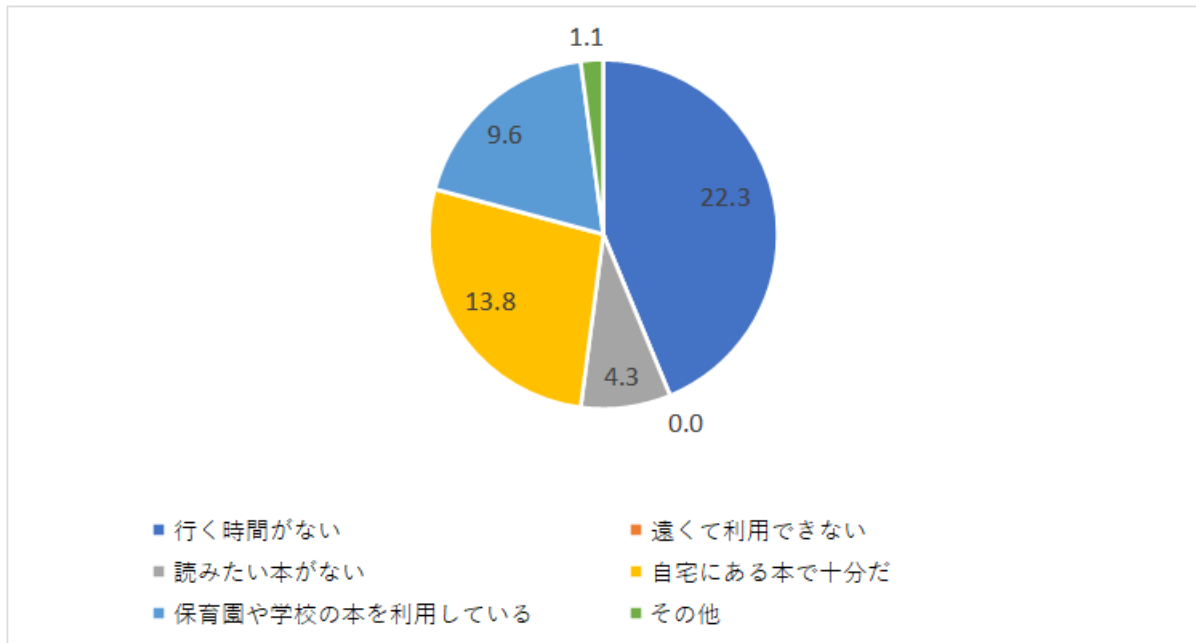
⑱ あなたは子どもの頃よく本を読む方でしたか。



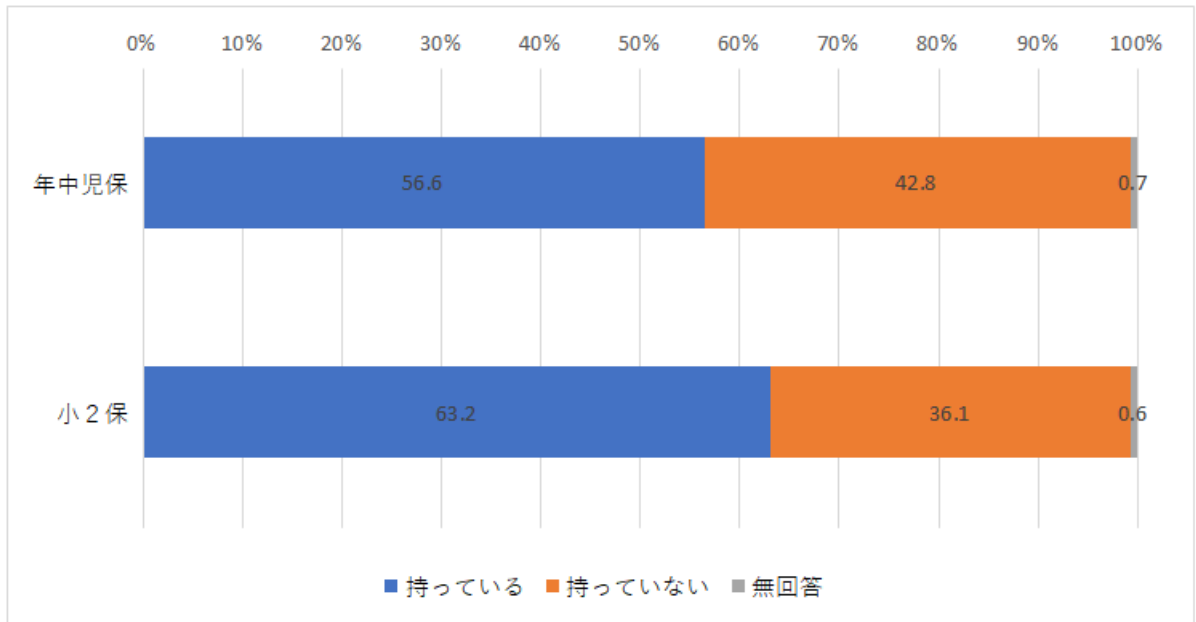
⑳ 市立図書館・図書室の利用頻度を教えてください。



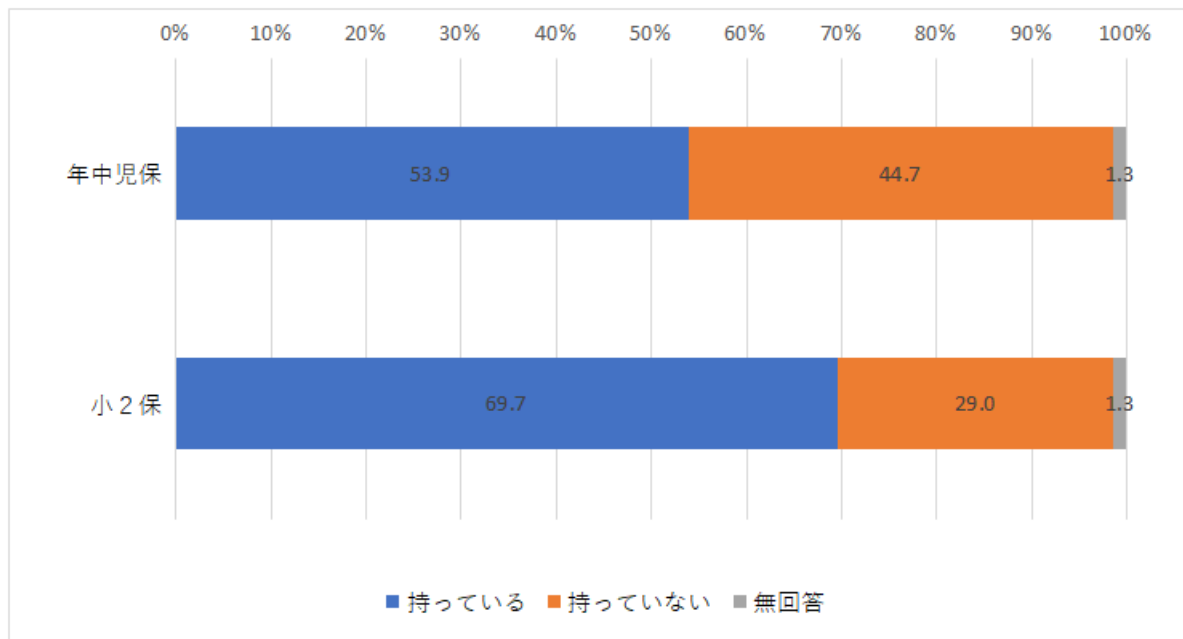
- ②① ②①で「利用したことがない」を選んだ方に聞きます。その理由はなんですか。
 (※年中児保護者と小2保護者の回答を合わせた割合)



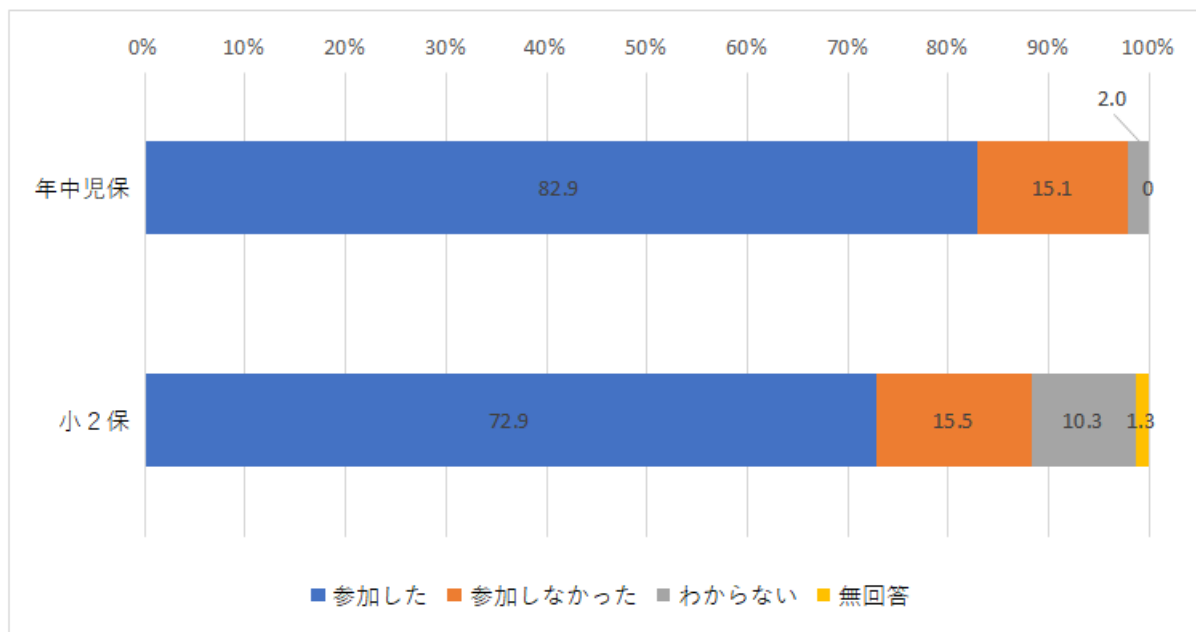
- ②② あなたは市立図書館の「利用者カード」を持っていますか。



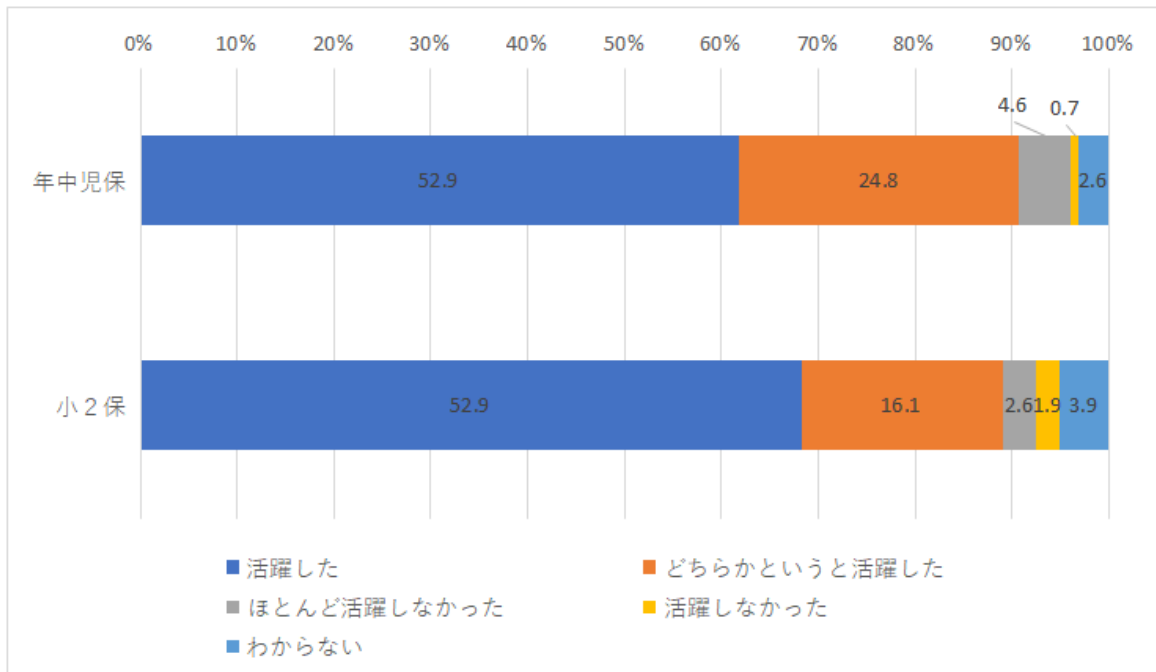
②③ お子さんは図書館利用者カードを持っていますか。



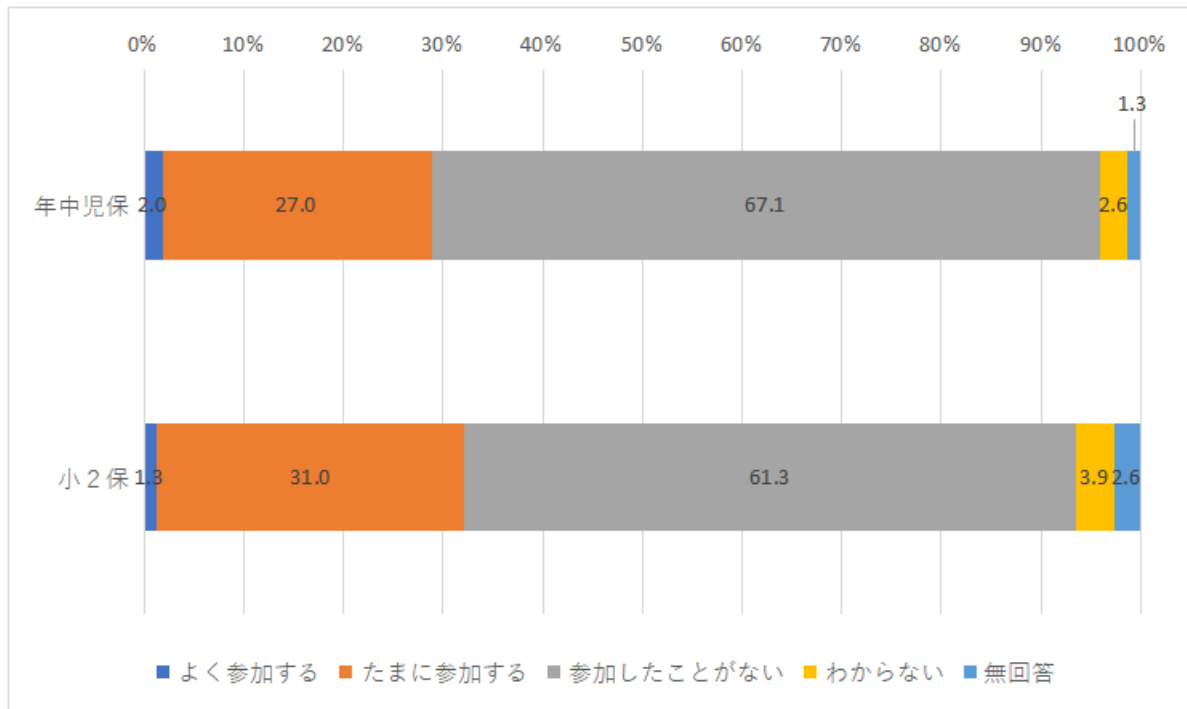
②④ 魚沼市のブックスタート事業に参加しましたか。



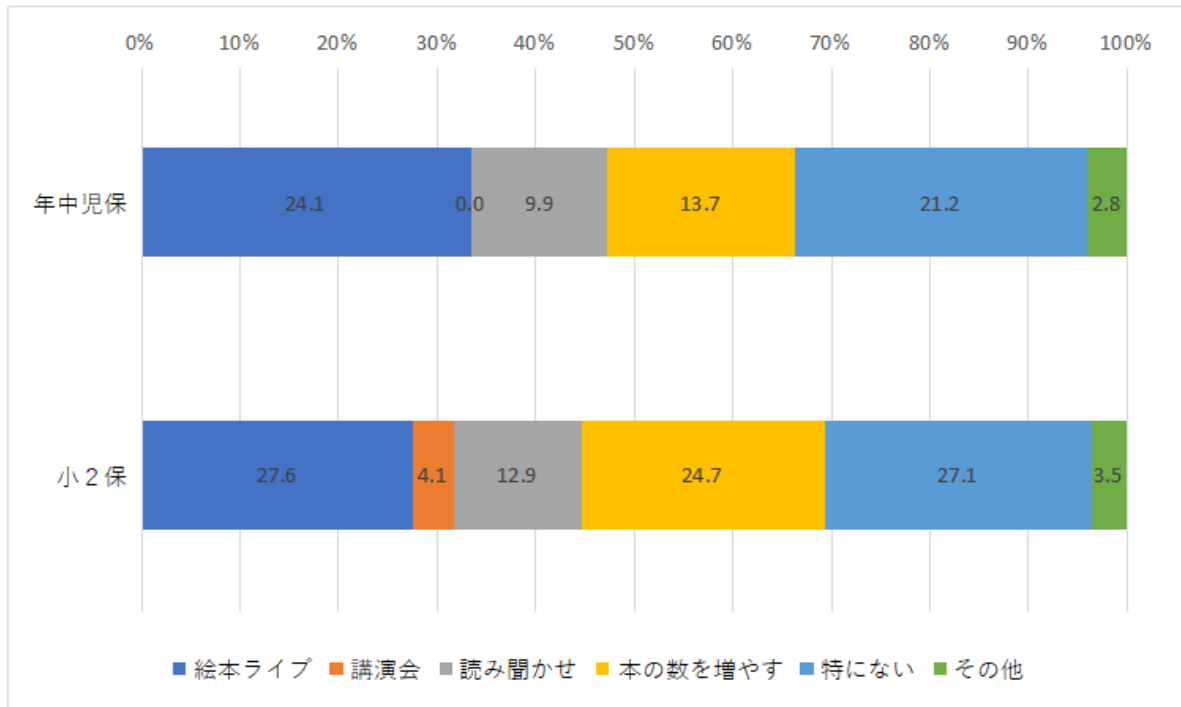
②⑤ ②④で「参加した」を選んだ方に聞きます。ブックスタート事業で配布された絵本は、家庭の中で活躍しましたか。



②⑥ 市立図書館・図書室で開催している絵本の読み聞かせやおはなし会に参加したことはありますか。



②⑦ お子さんや親子で本を楽しむために市立図書館に対してどのような事業を望みますか。



小5児童・中2生徒集計結果

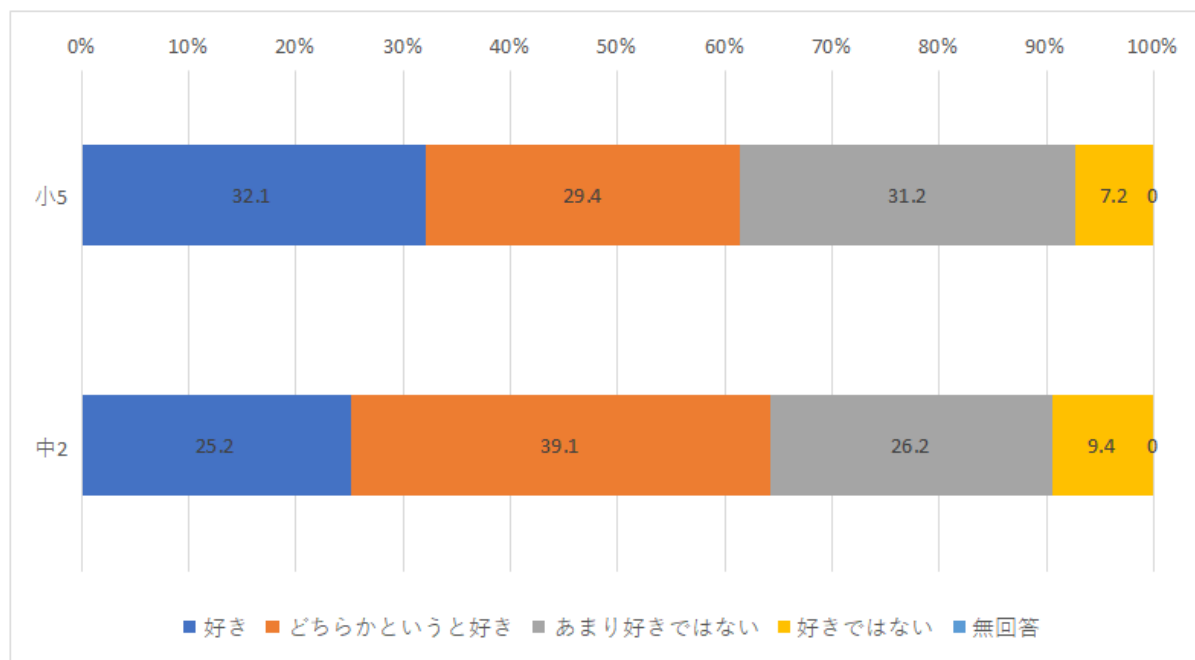
《性別》

項目	小5		中2	
	人数	%	人数	%
男	109	49.3	95	47.0
女	106	48.0	100	49.5
選択しない	6	2.7	5	2.5
無回答	0	0	2	1.0
合計	221		202	

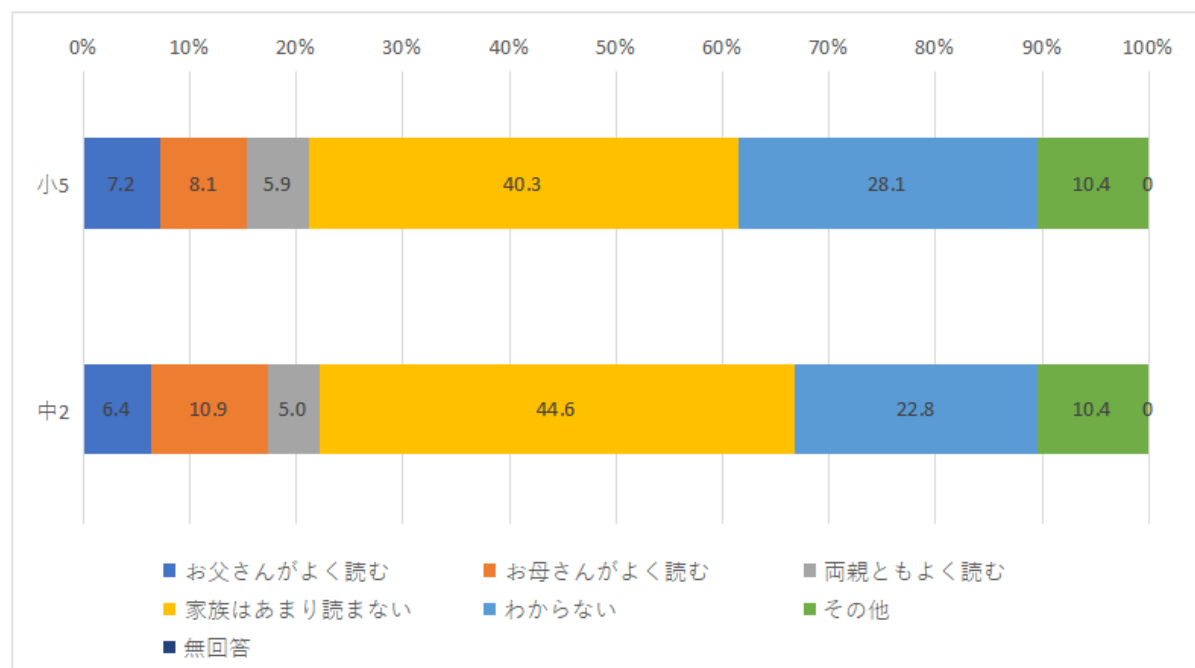
《小学校・中学校名》

小5			中2		
項目	人数	%	項目	人数	%
堀之内小学校	38	17.2	堀之内中学校	43	21.3
宇賀地小学校	5	2.3	小出中学校	69	34.2
小出小学校	65	29.4	湯之谷中学校	40	19.8
伊米ヶ崎小学校	13	5.9	広神中学校	37	18.3
湯之谷小学校	37	16.7	魚沼北中学校	13	6.4
広神西小学校	17	7.7			
広神東小学校	25	11.3			
須原小学校	21	9.5			
無回答	0	0			
合計	221		合計	202	

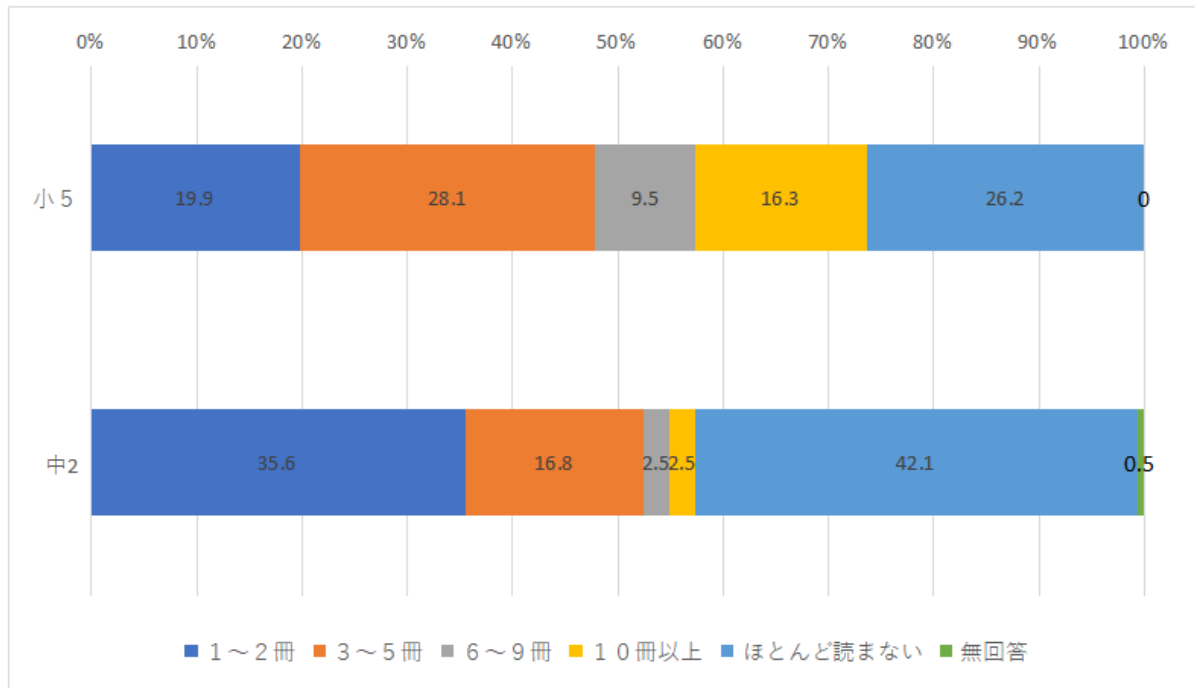
① あなたは本が好きですか。



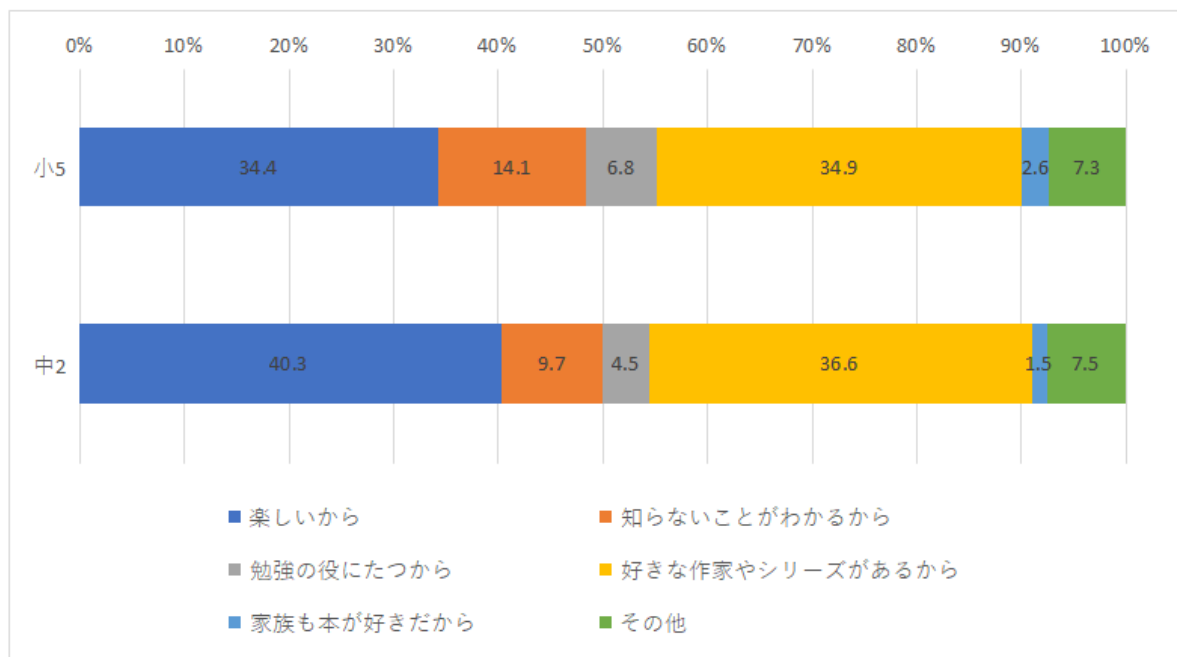
② お家の人は本をよく読みますか。



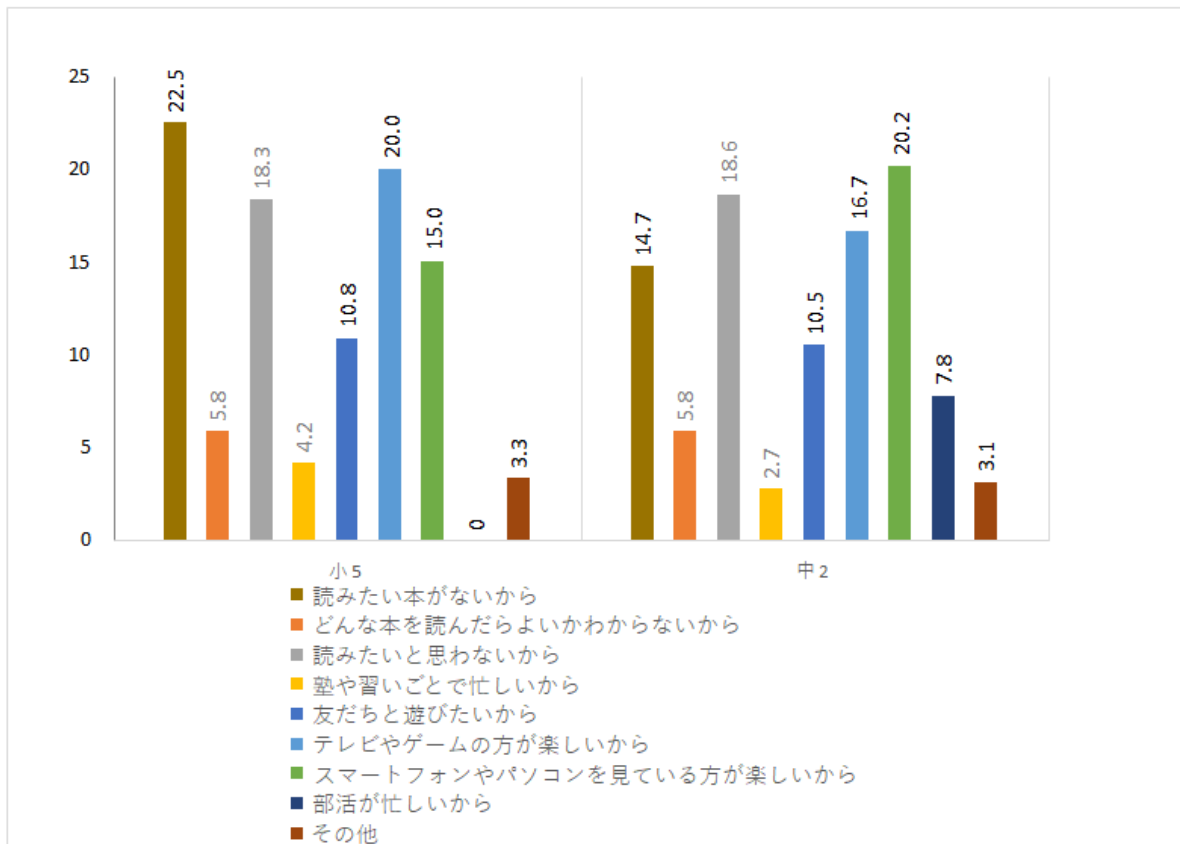
③ あなたは1ヶ月にだいたい何冊くらい本を読みますか。



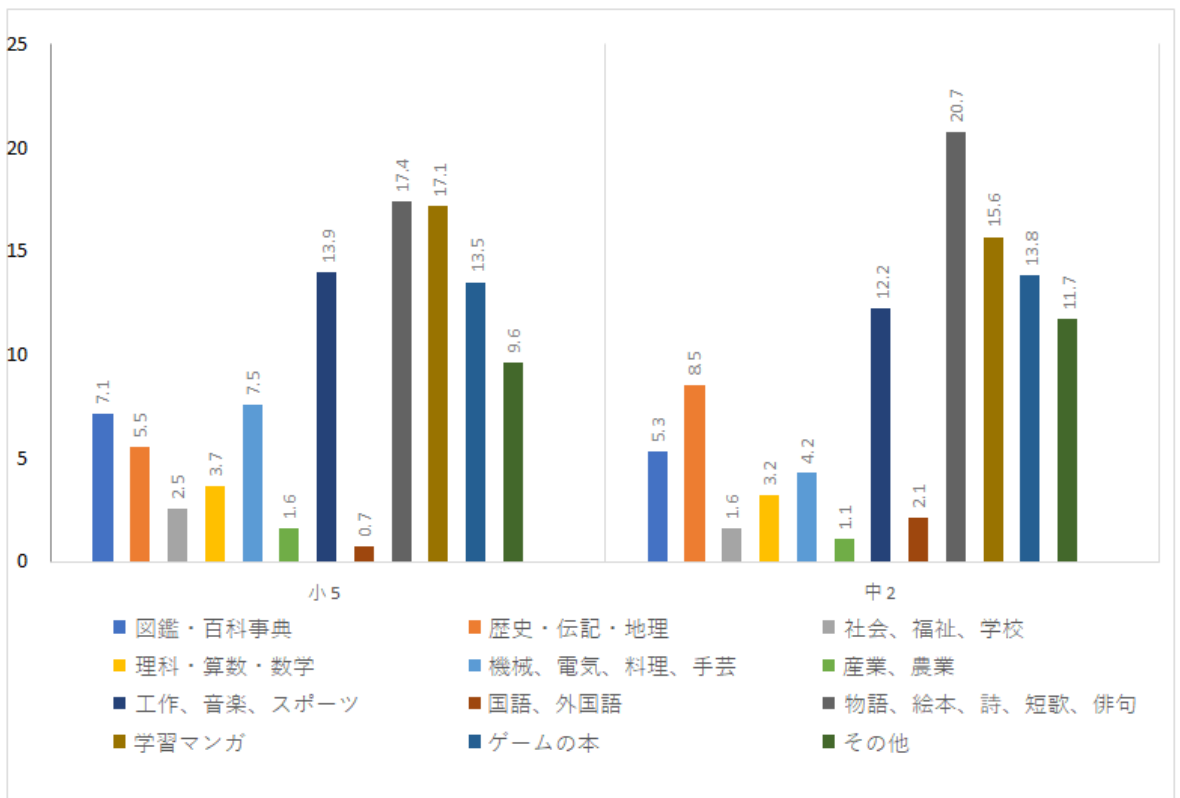
④ ③で月に1冊以上本を読んでいる人に聞きます。本を読むのはどうしてですか。



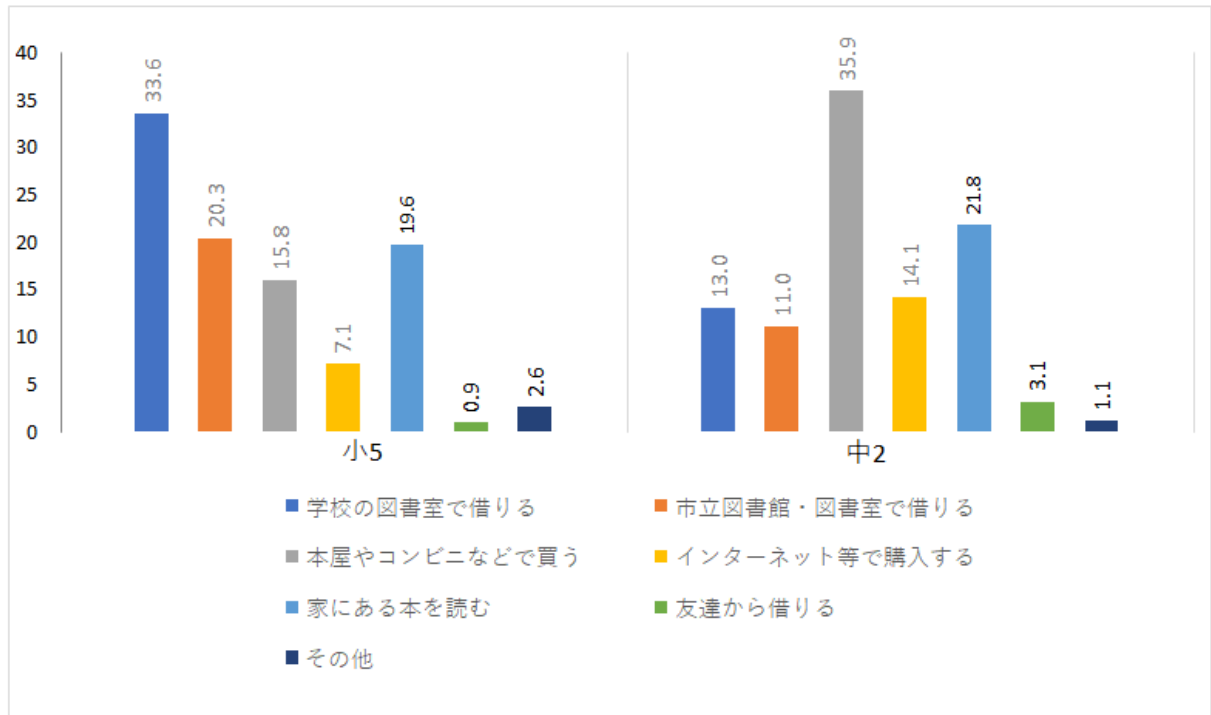
⑤ ③で「ほとんど読まない」と答えた人に聞きます。読まないのはどうしてですか。（複数回答可）



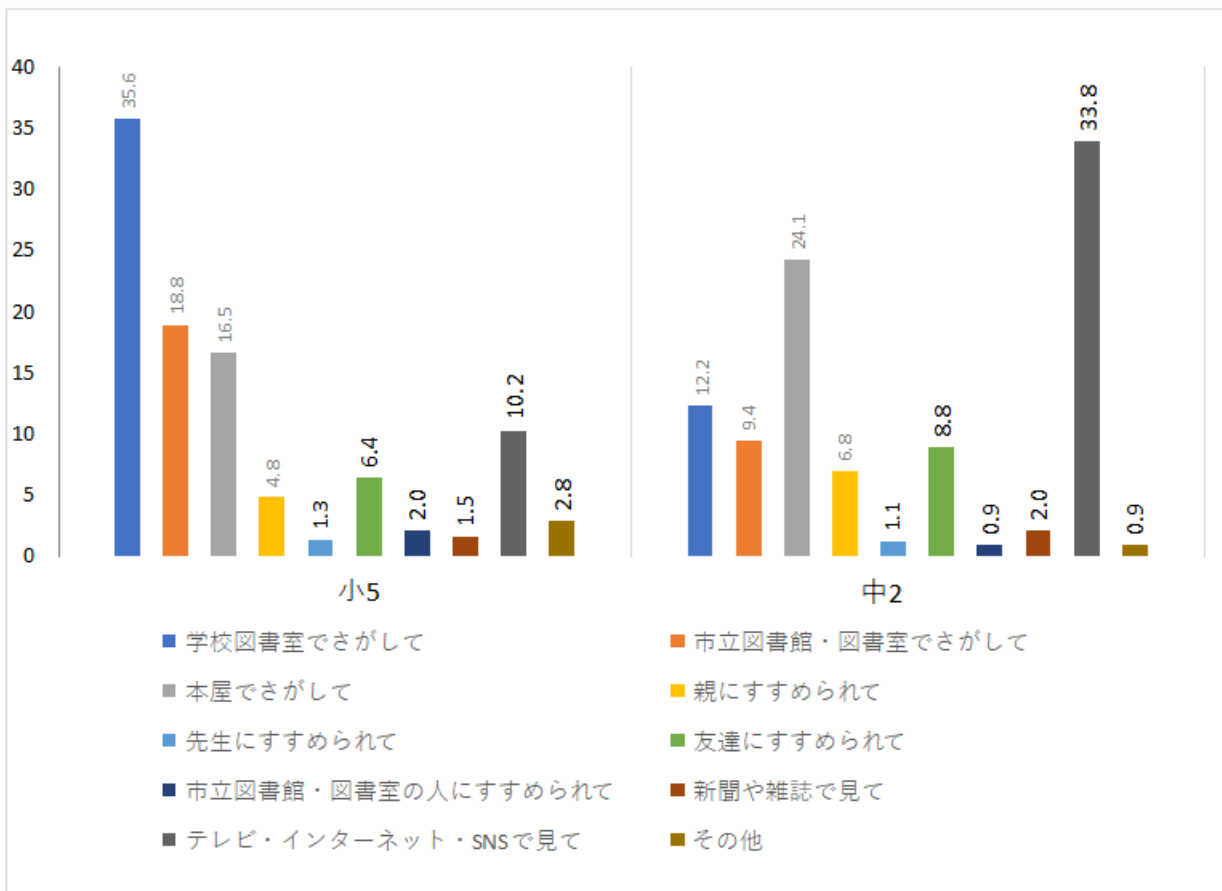
⑥ あなたはどんな本が好きですか。（複数回答可）



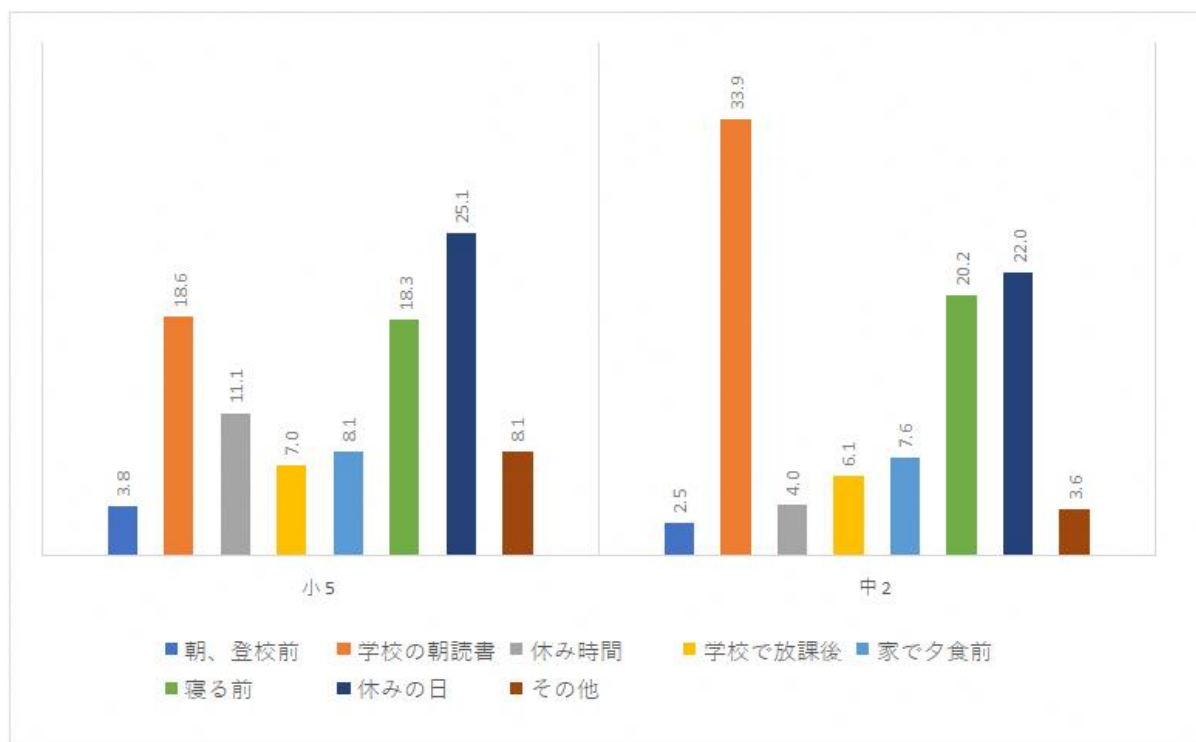
⑦読みたい本はどこで手に入れますか。(複数回答可)



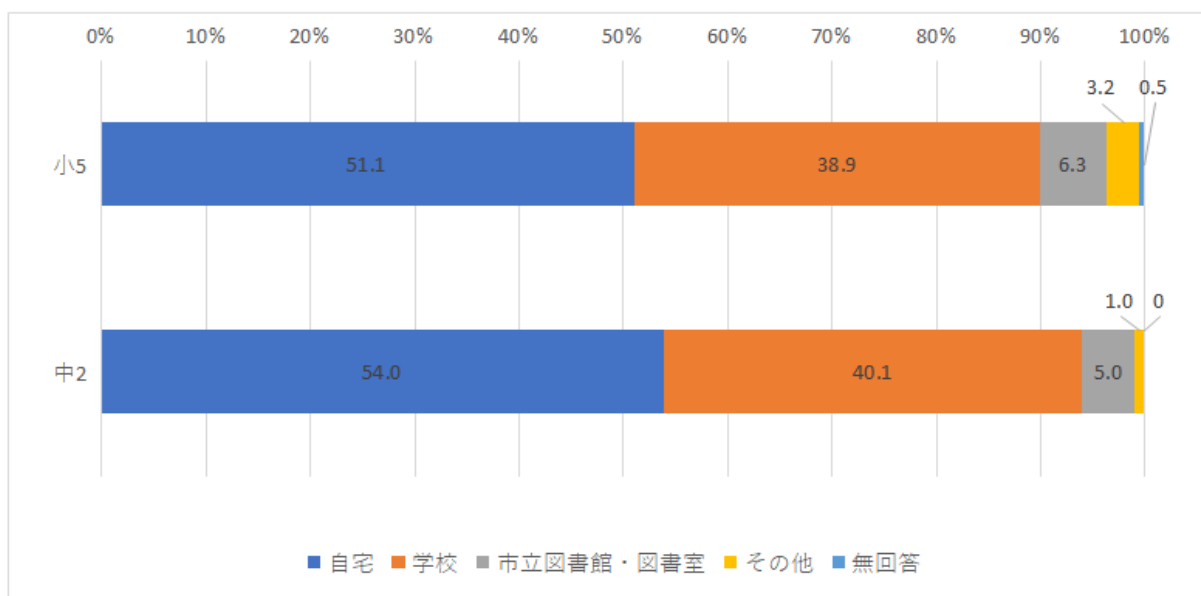
⑧読む本はどうやって選びますか。(複数回答可)



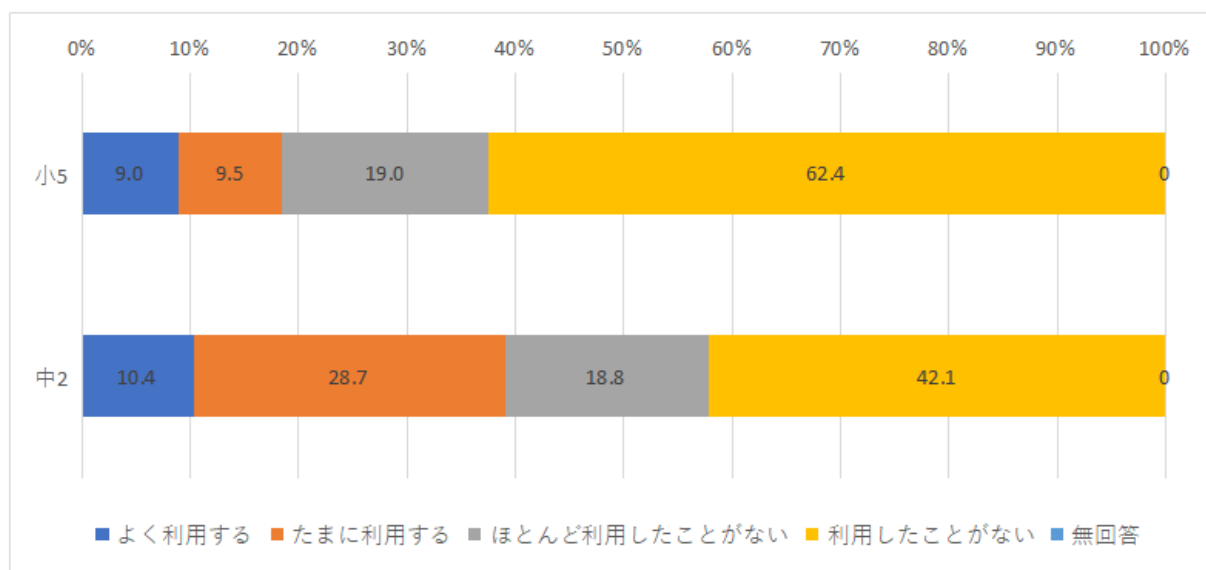
⑨ 1日のうちでいつ本を読むことが多いですか。(複数回答可)



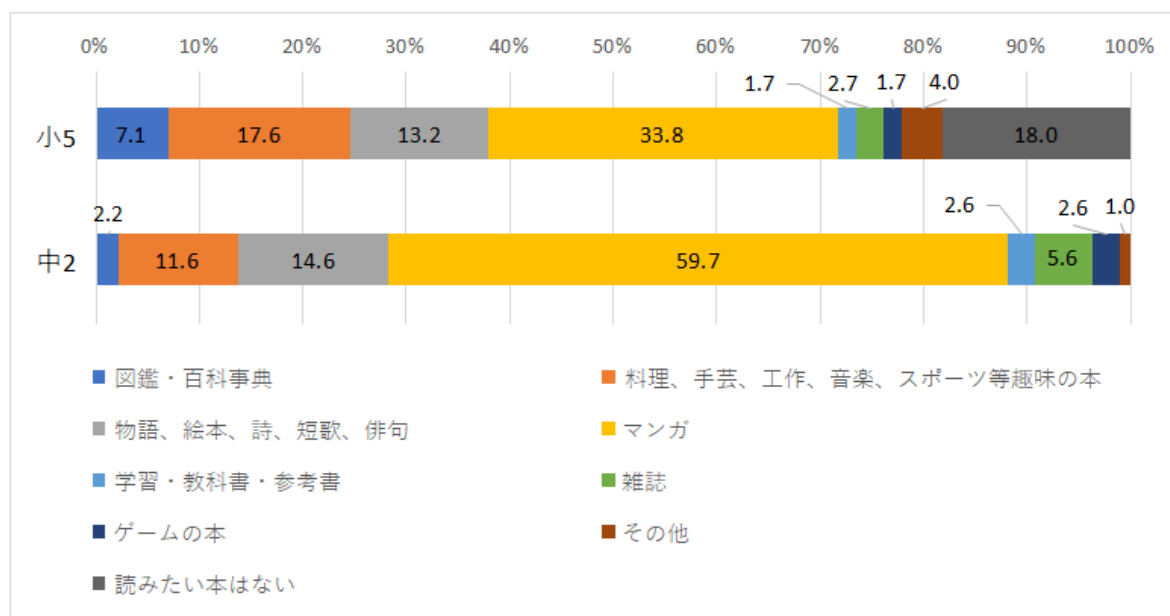
⑩ どこで本を読むことが多いですか。



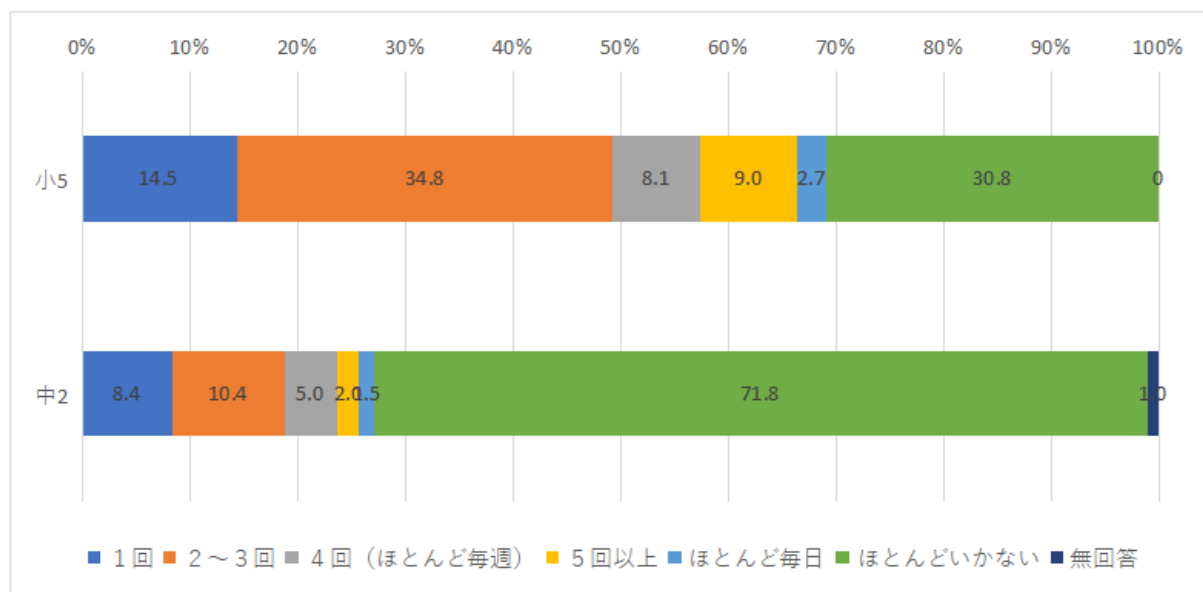
⑪ パソコンやスマートフォン、タブレットなどを利用して本（電子書籍）を読みますか。



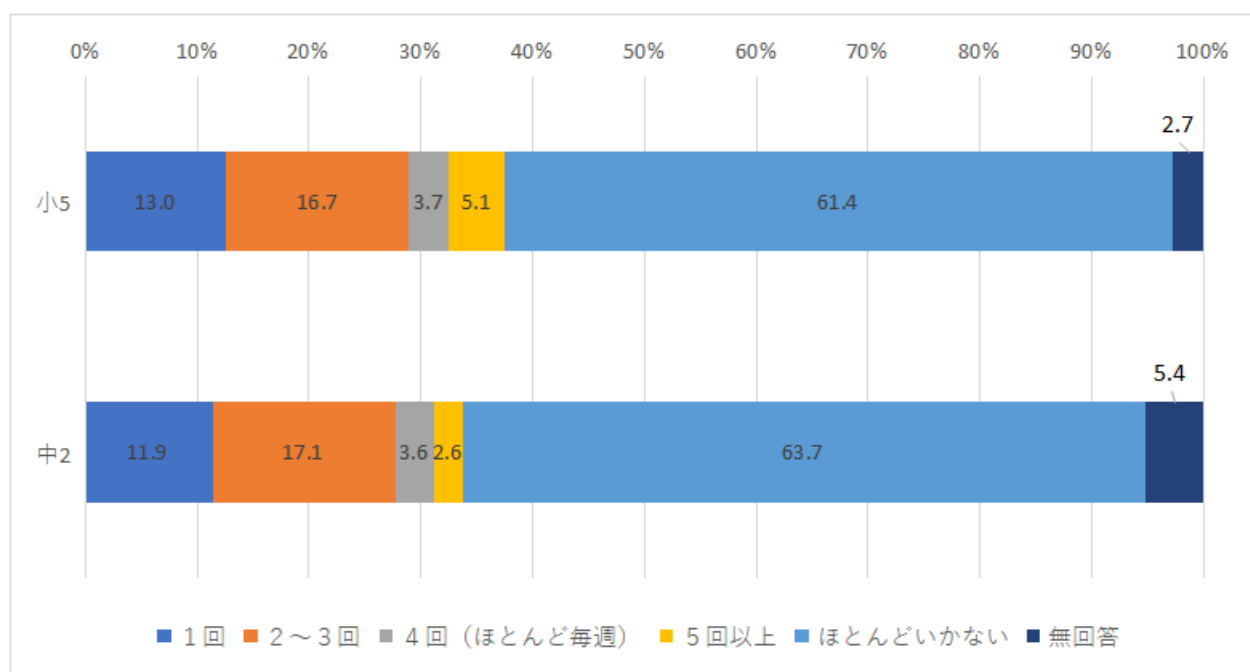
⑫ 電子書籍で読みたい本はどんな本ですか。（複数回答可）



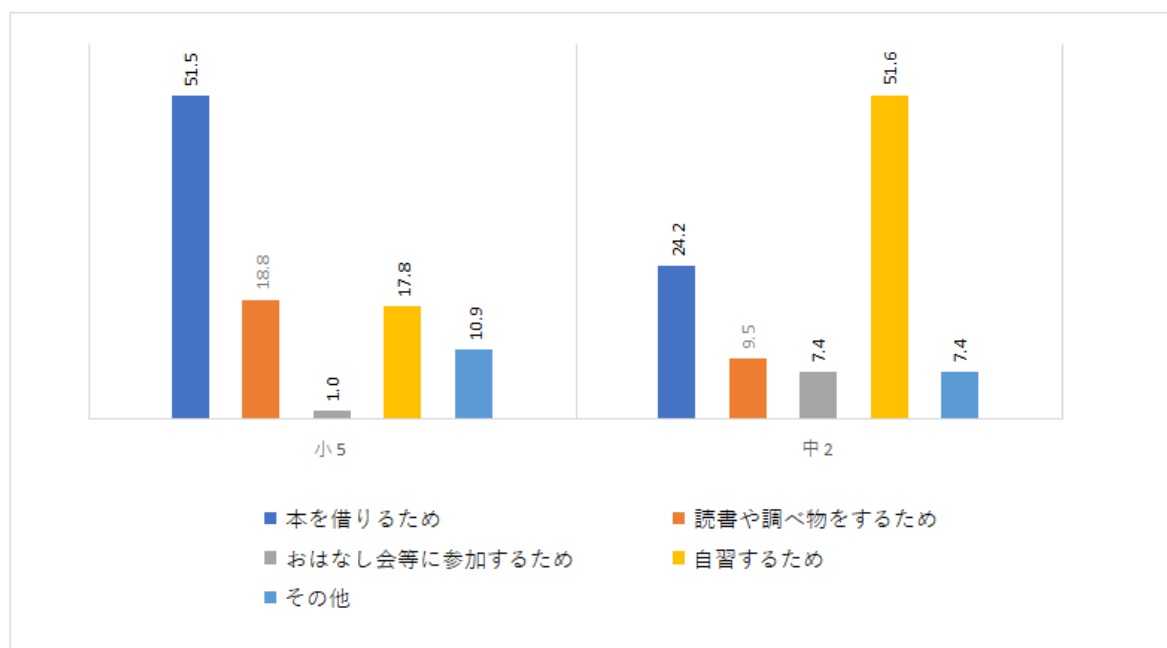
⑬ 1ヶ月のうち、学校の図書室にだいたい何回くらいいきますか。



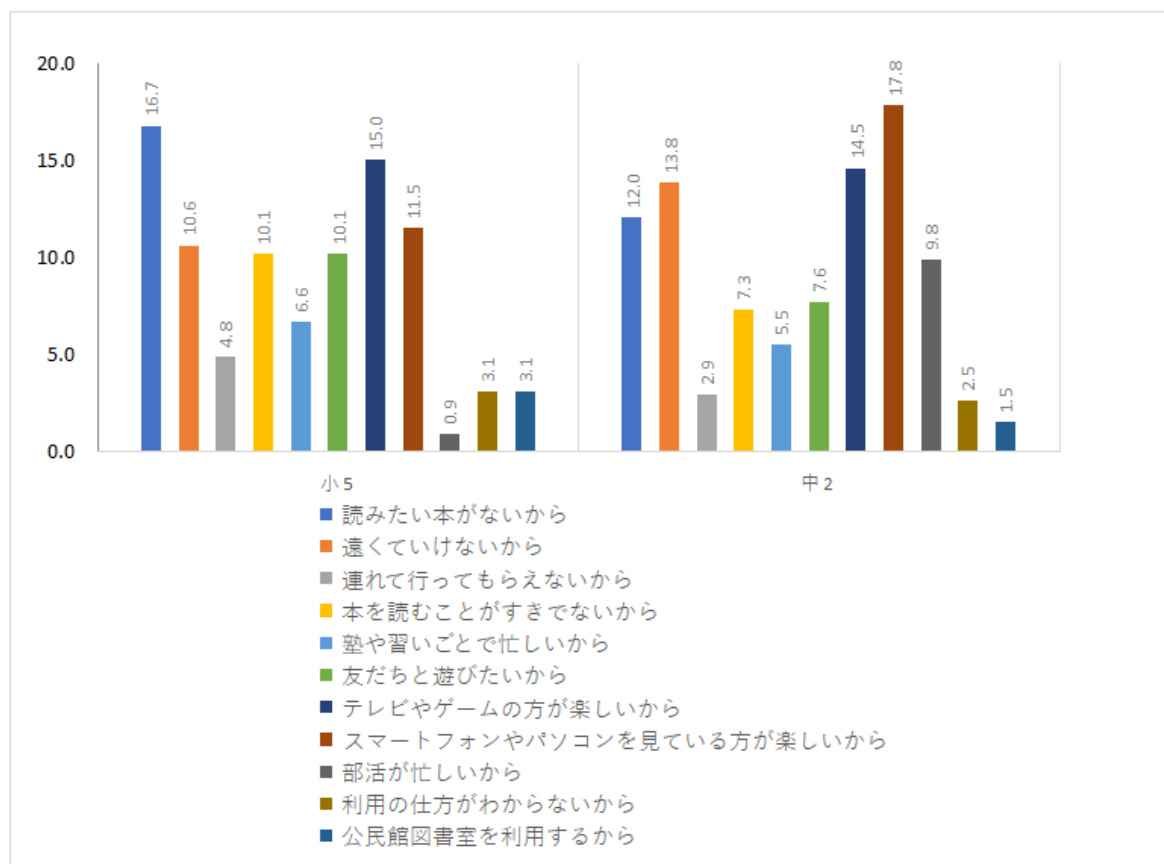
⑭ 1カ月のうち市立図書館(ここいら内)に何回くらい来ますか。



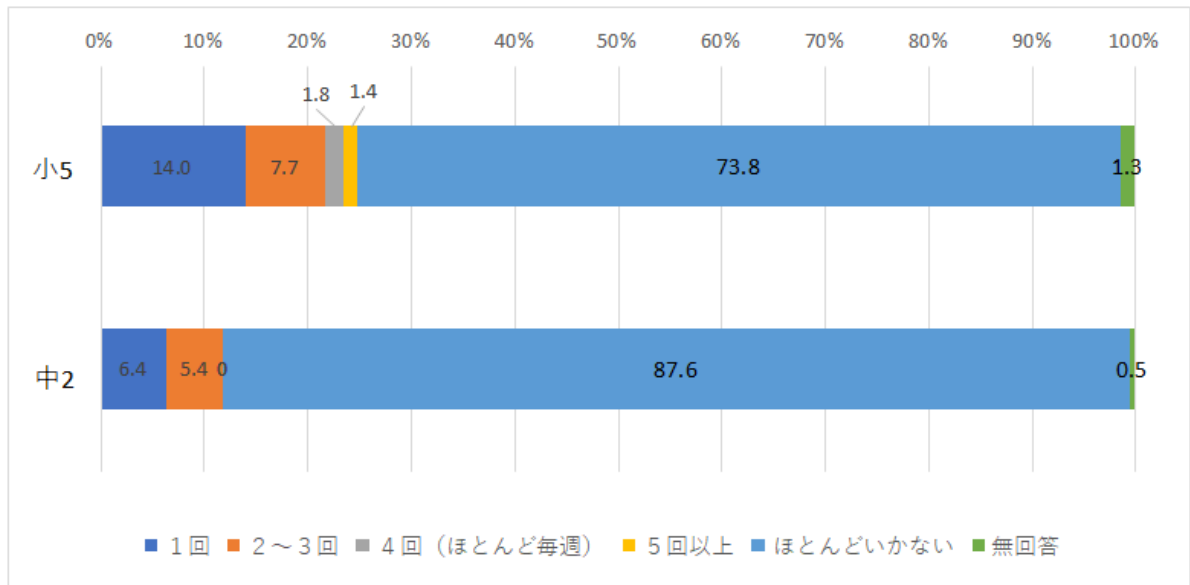
⑮ ⑭で「いく」と答えた人に聞きます。市立図書館はどのような目的で利用しますか。



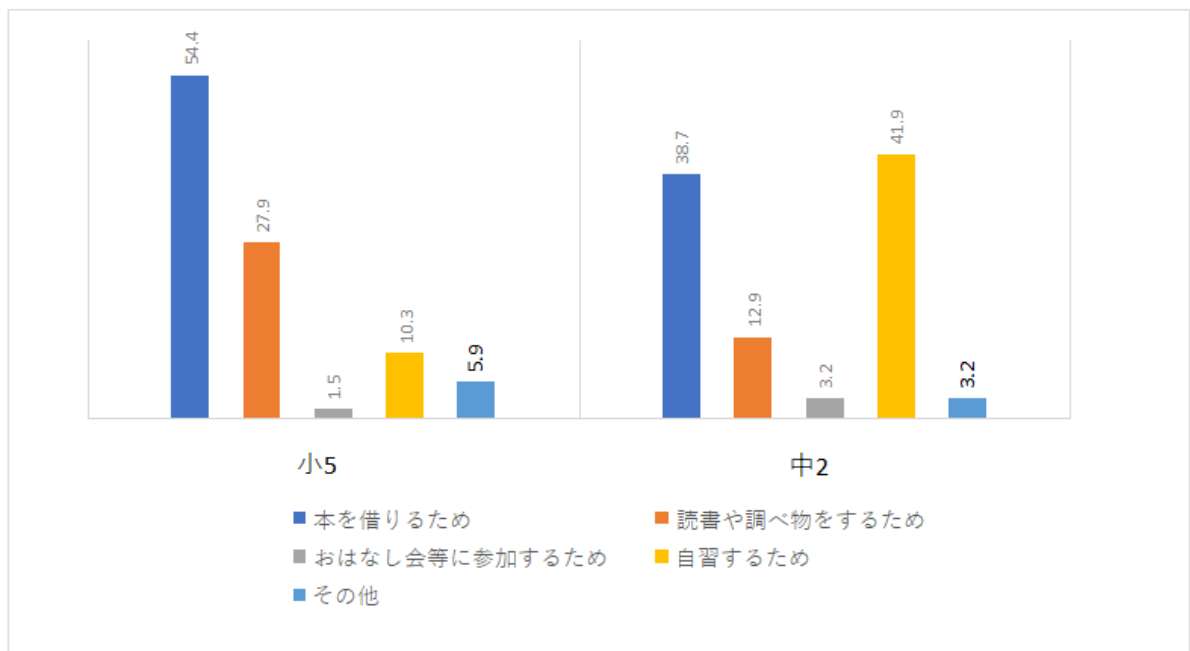
⑯ ⑭で「ほとんど行かない」と答えた人に聞きます。市立図書館を利用しないのはなぜですか。



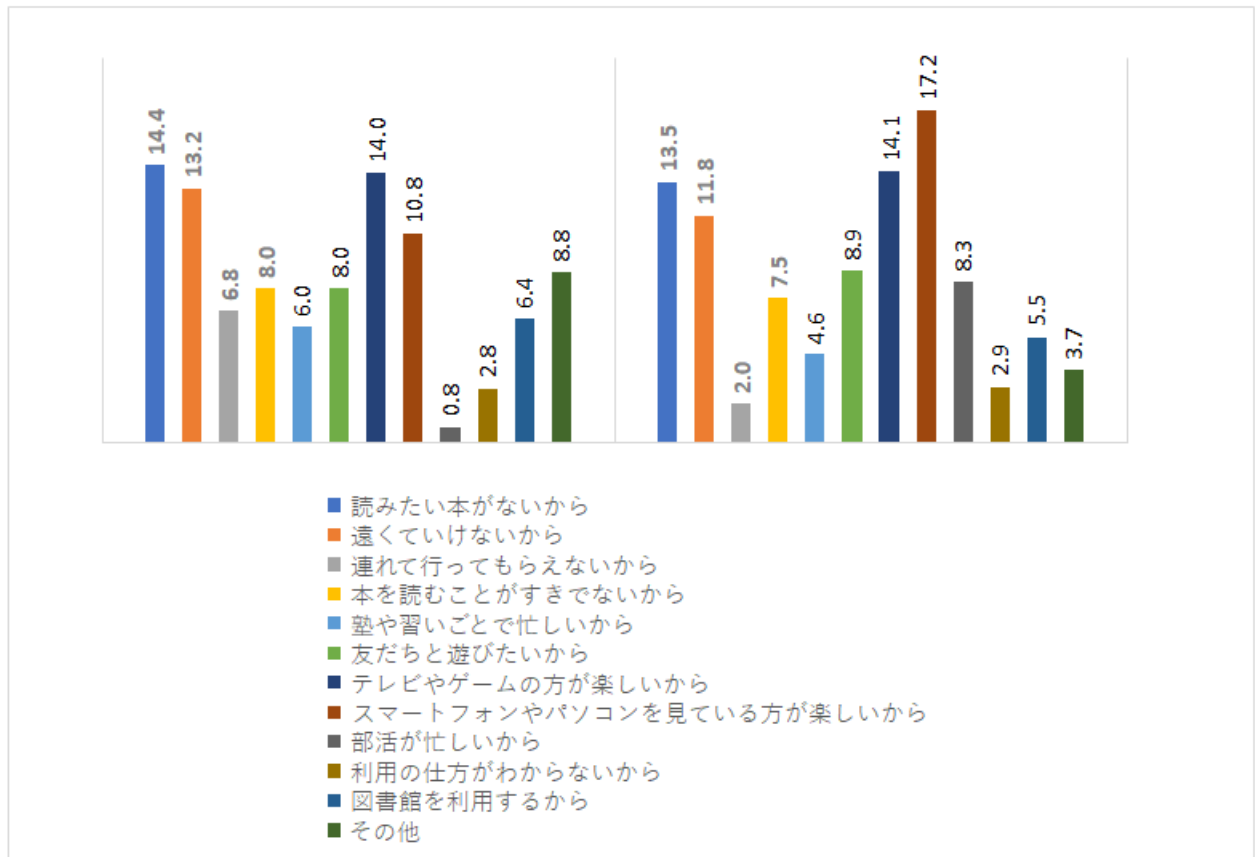
⑰ 1カ月のうち公民館図書室に何回くらい来ますか。



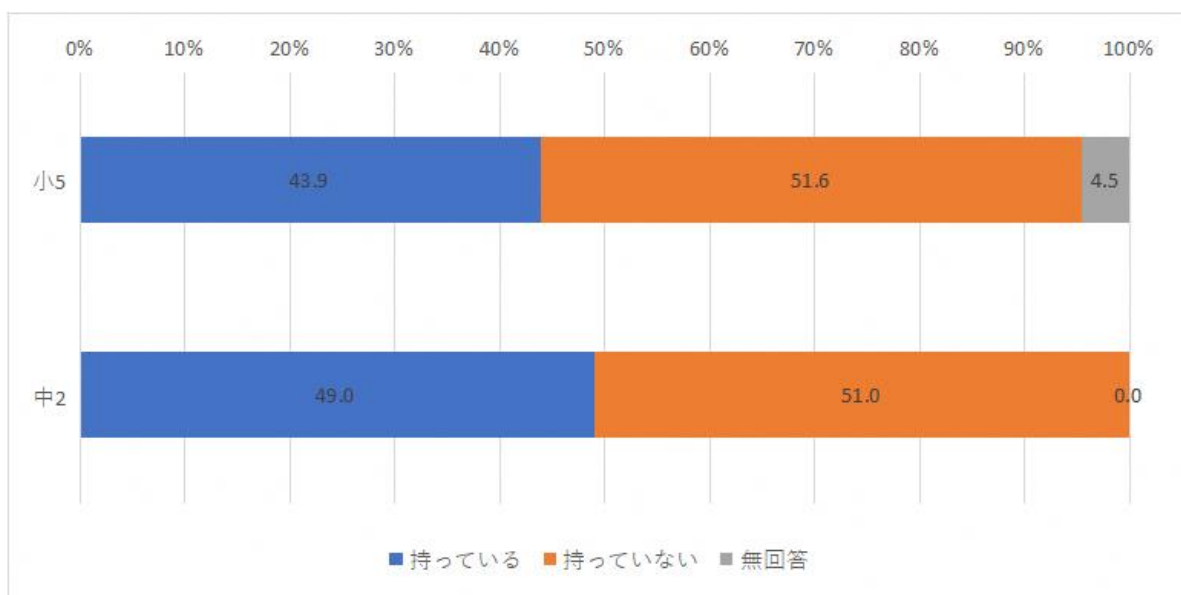
⑱ ⑰で「いく」と答えた人に聞きます。市立公民館図書室はどのような目的で利用しますか。



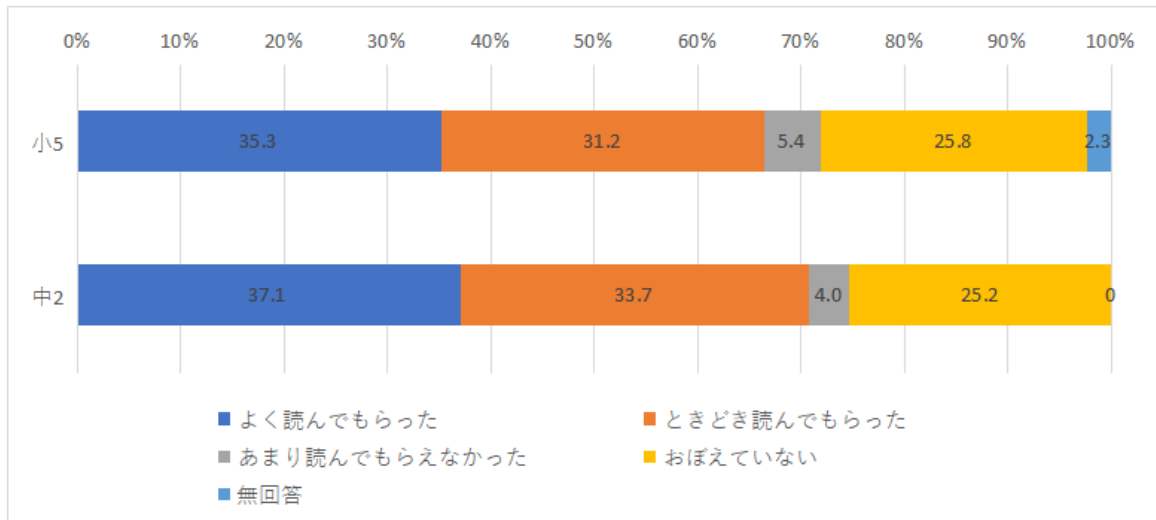
①⑨ ①⑦で「5.ほとんど行かない」と答えた人に聞きます。市立公民館図書室を利用しないのはなぜですか。



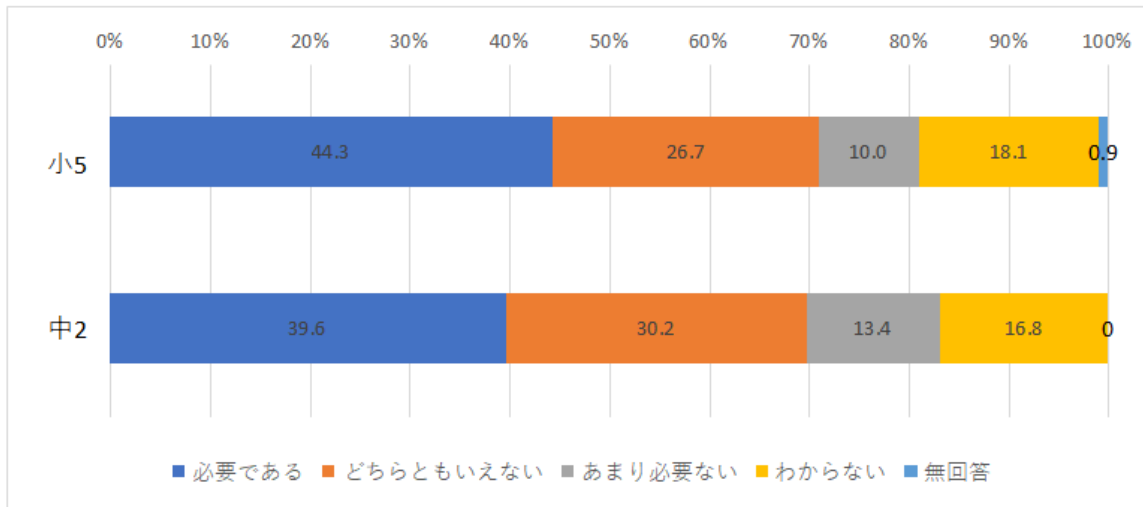
②⑩ 市立図書館・図書室の「利用者カード」を持っていますか。



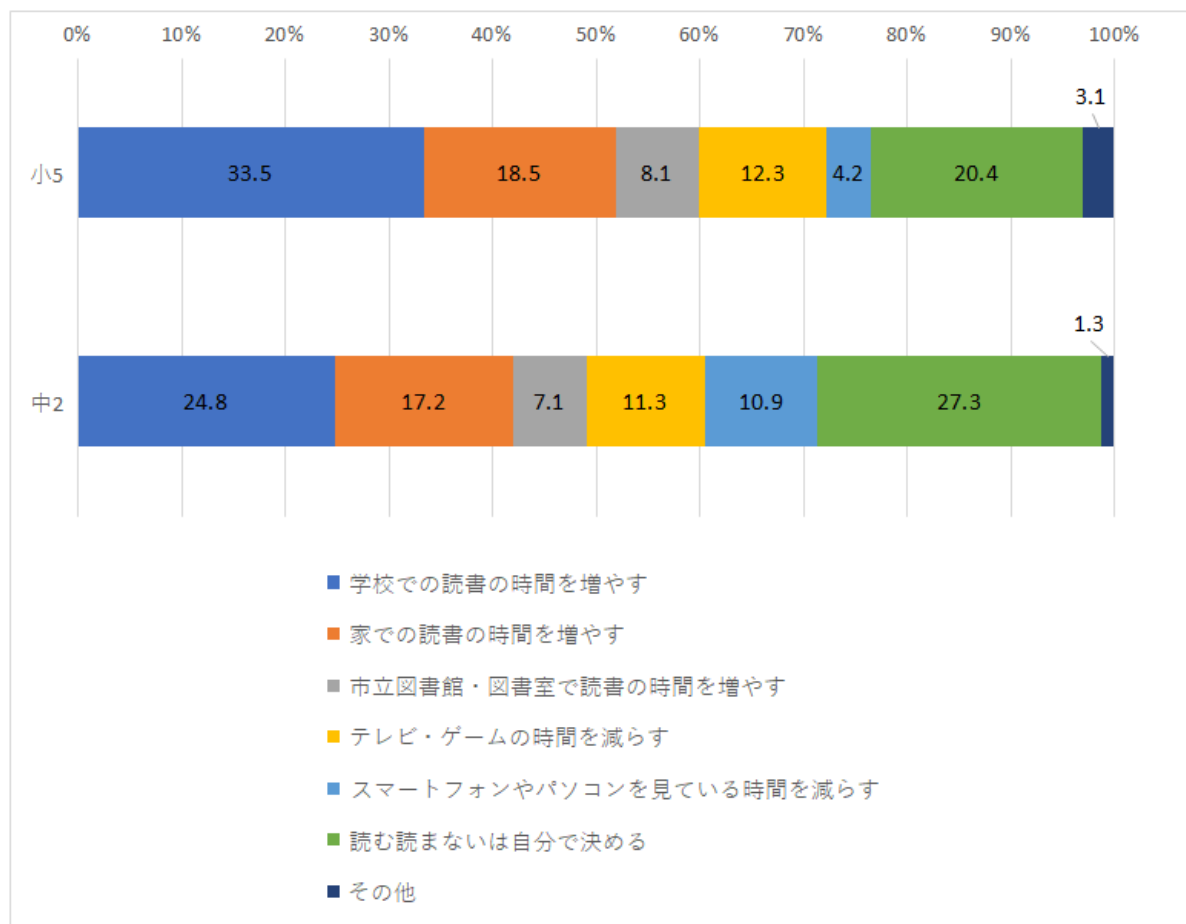
②① 幼稚園や保育園のころに、家の人から本を読んでもらいましたか。



②② 本を読むことは自分にとって必要だと思いますか。



②③ どうしたらもっと本を読むようになると思いますか。（複数回答可）



○第二次魚沼市子ども読書活動推進計画 策定の経過

年月日	会議名・内容等
令和7年9月	小・中学校校長会及び魚沼市PTA連絡協議会へ委員推薦の依頼
10月	アンケート調査実施〔生徒（中2）、児童（小5）、保育園等保護者（小2、年中）〕・集計
11月	策定委員会委員を委嘱
12月	第1回策定委員会にて審議
12月	第2回策定委員会にて審議・承認
令和8年1月	教育委員会へ計画(案)を提出
1月	議会福祉文教委員会へ計画(案)を提出
2月	庁議へ計画(案)を提出
2月	パブリックコメント募集開始（～3月）
3月	策定委員へパブリックコメントを報告
3月	パブリックコメント結果の公表、計画策定

○魚沼市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

【敬称略】

No.	氏名	所属職名	区分
1	関 善博	魚沼市PTA連絡協議会会長	保護者代表
2	大平 光代	絵本の家ゆきぼうし代表	読書活動団体関係者
3	○櫻井 佳代子	図書館協議会委員長	図書館協議会委員
4	増田 小乃恵	魚沼市立湯之谷小学校教諭	小学校代表
5	柳沢 将洋	魚沼市立堀之内中学校教諭	中学校代表
6	浅井 勝美	子ども課長	保育園等関係者
7	◎星 孝男	魚沼市立図書館館長	行政関係者
8	大平 忍	広神公民館図書室司書	行政関係者
9	山田 二恵	堀之内公民館図書室司書補	行政関係者

◎は委員長、○副委員長

任期：令和7年11月1日から令和8年3月31日まで

魚沼市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

令和2年9月10日
教育委員会告示第15号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づく魚沼市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討するため、魚沼市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、推進計画の策定に関し、次に掲げる事項について検討し、その結果を魚沼市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告する。

- (1) 子どもの読書活動の推進に関する施策に関する事項
- (2) その他推進計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者代表
- (2) 読書活動団体関係者
- (3) 図書館協議会委員
- (4) 小学校代表及び中学校代表
- (5) 保育園関係者又は子ども園関係者
- (6) 行政関係職員

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会の委嘱を受けた日から読書活動推進計画の策定が完了するまでとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営のため委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

第二次魚沼市子ども読書活動推進計画

令和 8 年 3 月 発行

編集・発行 魚沼市教育委員会

〒946-8601 魚沼市小出島 9 1 0 番地

電話 025-793-7480

F A X 025-792-1261

ホームページ <https://www.city.uonuma.lg.jp/>